

令和4年度 行政書士試験

予想解答・解説集

※当「予想解答・解説集」の内容はTAC独自の見解に基づき、情報を提供するもので、本試験の結果等につきましては一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

※当「予想解答・解説集」の「解説」中における問題文の引用部分については、一般社団法人 行政書士試験研究センターの許諾を得ております。「解説」の著作権はTAC（株）に帰属します。許可なく転用・転載を禁じます。

※当「予想解答・解説集」の正答率は、TACデータリサーチ登録者の速報値を基に掲載しております。ひとつの目安としてご参照ください。

※著作権の関係により、問題1・58～60は解説文を掲載しておりません。

※本試験の「問題」につきましては、一般財団法人 行政書士試験研究センターのホームページにてご確認ください。

令和4年度 行政書士試験 正答一覧
【法令（5肢択一式）】（各4点）

科目	No.	テーマ	出題内容	正解	重要度	正解率
基礎法学	1	大陸法系と英米法系の裁判観	知識	3	★	32%
	2	法律用語	知識	1	★★	65%
憲 法	3	人権（表現の自由）公務員に関する表現	判例	5	★★	50%
	4	人権（職業選択の自由）医薬品ネット販売事件	判例	2	★★	27%
	5	人権（適正手続）	判例	4	★★★★	74%
	6	統治（内閣の権限）	条文	4	★★★★	80%
	7	統治（裁判の公開）	判例	3	★★★★	91%
行政法	8	一般的な法理論（公法上の権利の一身専属性）	判例	2	★★	21%
	9	一般的な法理論（行政契約）	条文・判例	4	★★	83%
	10	一般的な法理論（行政調査）	条文・判例	5	★★	53%
	11	行政手続法（申請に対する処分）	条文	1	★★★★	92%
	12	行政手続法（不利益処分）	条文	3	★★★★	75%
	13	行政手続法（届出）	条文	1	★	76%
	14	行政不服審査法（総合）	条文	2	★★★★	82%
	15	行政不服審査法（審理員）	条文	2	★★★★	84%
	16	行政不服審査法（教示）	条文	1	★★	78%
	17	行政事件訴訟法（総合）	条文	4	★★★★	43%
	18	行政事件訴訟法（抗告訴訟の対象・処分性）	判例	1	★★★★	83%
	19	行政事件訴訟法（処分無効確認訴訟）	条文	3	★★	74%
	20	国家賠償法（1条1項）	判例	2	★★★★	93%
	21	国家賠償法（2条1項）	判例	3	★★★★	69%
	22	地方自治法（罰金・過料を定める条例制定）	条文	3	★★	83%
	23	地方自治法（住民監査請求および住民訴訟）	条文	5	★★★★	73%
	24	地方自治法（都道府県の事務）	条文	1	★★★★	35%
	25	組織（国家行政組織法）	条文	5	★	97%
	26	総合（国籍と住民）	条文	3	★★★★	93%
民 法	27	総則（94条2項の善意の第三者）	条文・判例	1	★★★★	69%
	28	物権各論（占有権）	条文・判例	2	★★	57%
	29	担保物権（根抵当権）	条文	4	★	67%
	30	債権総論（履行期限を徒過した場合の諸問題）	条文	5	★★★★	54%
	31	債権各論（債務不履行による契約の解除）	条文・判例	5	★★★★	88%
	32	債権各論（賃貸借契約）	条文	4	★★★★	89%
	33	債権各論（法定利率）	条文・判例	2	★	40%
	34	債権各論（不法行為・正当防衛・緊急避難）	条文・判例	5	★★	28%
	35	相続（相続一般）	条文・判例	1	★★	59%
商 法	36	商法総則（営業譲渡）	条文	5	★★	28%
	37	会社法（設立・発行可能株式総数の定め等）	条文	3	★★★★	58%
	38	会社法（株式・特別支配株主の株式売渡請求）	条文	2	★	20%
	39	会社法（機関・公開会社における株主総会）	条文	4	★★	35%
	40	会社法（機関・会計参与）	条文	4	★★	55%

【法令（多肢選択式）】（各 8 点）

科目	No.	テーマ・正解	出題内容 重要度	難易度
憲 法	41	統治（地方議会議員出席停止事件）最判令 2. 11. 25	判例 ★★★	ア 83%イ 39% ウ 36%エ 24%
		アー10 イー7 ウー20 エー5		
行政法	42	行政法総合（情報公開法と行政手続法に基づく開示手続）	条文 ★★★	ア 59%イ 80% ウ 96%エ 47%
		アー19 イー11 ウー6 エー3		
行政法	43	国家賠償法（国家補償の谷間・予防接種禍）	知識・判例 ★★★	ア 80%イ 70% ウ 72%エ 84%
		アー4 イー15 ウー20 エー11		

【法令（記述式）】（各 20 点）

科目	No.	テーマ・予想解答	出題内容	重要度	難易度
行政法	44	行政事件訴訟法（義務付け訴訟）	条文	★★★	A
		B市を被告として、重大な損害を生ずるおそれがあると主張し、是正命令の義務付け訴訟を起こす。(45 字)			
民 法	45	総則（無権代理と相続）	条文・判例	★★★	A
		本人として追認を拒絶しても信義に反するところはないから、履行請求を拒むことが認められる。(44 字)			
民 法	46	債権総論（債権者代位権）	条文・判例	★★★	A
		債権者代位権に基づき、Bの甲土地の所有権に基づく塀の撤去と甲土地の明渡しを請求できる。(44 字)			

【一般知識（5肢択一式）】（各 4 点）

科目	No.	テーマ	出題内容	正解	重要度	正解率
一般知識	47	政治（ロシア・旧ソ連の外交・軍事）	知識	5	★	73%
	48	政治（ヨーロッパの国際組織）	知識	5	★★	42%
	49	政治（軍備縮小）	知識	4	★★	58%
	50	社会（郵便局）	知識	1	★	57%
	51	経済（国内総生産・GDP）	知識	3	★★★	64%
	52	経済（日本の森林・林業）	知識	2	★	8%
	53	社会（アメリカ合衆国における平等と差別）	知識	2	★★	89%
	54	社会（地球環境問題解決のための国際協力体制）	知識	4	★★★	88%
	55	情報通信（人工知能・AI）	知識	1	★★	87%
	56	情報通信（情報通信用語）	知識	1	★★	85%
	57	個人情報保護（個人情報保護制度）	条文	5	★★★	55%
	58	並べ替え	論理	4	★★★	93%
	59	脱文挿入	論理	1	★★★	86%
	60	空欄補充	論理	5	★★★	99%

難易度ランク

- A＝易しい － 合格するには必ず正解しなければならない基本問題(正答率80%以上)
 B＝標準 － 合格するには8割程度は正解すべき問題(正答率60%以上～80%未満)
 C＝やや難しい － 合否を分ける問題(正答率40%以上～60%未満)
 D＝難しい － 難易度が高く、解けなくても合否に影響がない問題(正答率40%未満)

令和4年度 本試験講評

1. 総 評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。ただ、例年に比べて総ページ数が51ページと少なく、時間的にもある程度余裕をもって回答できたのではないかと思います。

内容的には、基礎法学一やや難、憲法一標準、行政法一易、民法一やや難、商法一難、多肢一標準、記述一標準、一般知識一易。といったところででしょうか。

法令科目択一では、得点のおよそ半分を占める行政法と記述が得点できる問題である反面、民法・商法に難問が多かったといえ、法令科目全体をならしてみた場合には標準的な問題といえます。ただし、得点源となる行政法・記述式で得点できないと、民法と商法で挽回することが難しく、行政法と記述式が合否を左右するポイントとなります。正答率60%以上の問題（23問）を確実に正解し、正答率50%～60%の問題（7問）のうち半分の3～4問、合計26問～27問正解することが理想です。また易問と難問の差が極めてはっきりしており、難問をいかに避けて通るかも重要なポイントいえるでしょう。

一般知識に関しては、文章理解の3問が例年通り易しかったといえます。3問全問正解したいところです。また、情報系については、個人情報保護法からの出題は1問でやや難問でしたが他の情報通信に関する問題が易しく2問正解したいところです。社会系の問題も常識的な観点から得点できるものが多く5問は正解したいところです。一般知識でも9問～10問程度の正解は可能で、基準点をクリアすることは容易だと思われます。

以上を踏まえて、合格ラインとしては、法令択一問題を23問正解で92点。多肢選択式を空欄7つ正解で14点。記述式で34点。一般知識は10問正解で40点。合計180点。これが合格条件といえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の11.18パーセント程度、10～12パーセント程度の合格率になるのではないかと予想します。

【各問題の難易度は以下の基準で設定しています】

正答率	難易度
80%以上	易
60%以上～80%未満	標準
40%以上～60%未満	やや難
40%未満	難

※各問題の正答率は、TACデータリサーチの結果（速報値）です。

2. 法令・5肢択一式 標準

【基礎法学】やや難

問題1	基礎法学（大陸法系と英米法系の裁判観）	32%難
問題2	基礎法学（法律用語）	65%標準

難しい問題です。問題1は得点できなくても問題ありません。問題2は、現場思考で得点したいところです。1問得点できれば理想的です。

問題1。大陸法系と英米法系の裁判観に関する問題。論理的思考が試される難しい問題でした。空欄ウ・エを論理的に埋めていくことになるため、どうやって時間をかけずに解くかがカギです。問題2は、法律用語からの出題です。行政書士試験で一般的に使用する言葉ではないので難問の部類といえます。ただし、肢ア・ウともに「主観的要素が含まれない。」という点について、例外的に「主観的な要件」について一つでも思い出せば「×」と判断でき、そのように答えを導いた方も多かったようです。

【憲法】標準

問題3	憲法人権（表現の自由）公務員に対する表現	50%やや難
問題4	憲法人権（職業選択の自由）医薬品ネット販売事件	27%難
問題5	憲法人権（適正手続）	74%標準
問題6	憲法統治（内閣の権限）	80%易
問題7	憲法統治（裁判の公開）	91%易

憲法は、いずれも典型テーマからの出題でした。全体的な難易度としても標準的かやや易しい問題といえます。問題5～7の3問を確実に正解し、できれば問題3も正解できれば理想です。

人権3問（問題3～5）はいずれも判例問題でした。問題3。表現の自由に関する出題です。判例から事例を想定させるという少し特殊な問題形式でしたが、判例が公務員を題材にしているため、肢5を選択するのは容易だと思われました。しかし、この点を正確に捉え切れず、肢2～4を選択した方も半数程度いらっしゃいました。問題4。職業選択の自由に関する問題です。これは難問でした。判旨を相当読み込んでいないと正確に正誤判断することができない問題です。正答率も30%を切りました。問題5。適正手続に関する問題です。判例の標準的な知識ばかりですので、正答率もよかったです。この問題はぜひ得点したいところです。統治2問（問題4・5）は、両問とも易しかったです。問題6。内閣の権限に関する問題です。内閣が総辞職した場合の職務継続について、「内閣総理大臣が任命されるまで」というのは基本中の基本です。正答率も8割です。問題7。裁判の公開に関する問題です。傍聴人と証人の間の遮蔽措置については、現在も行われていることですから、違憲と判断されているはずがない、と考えれば、容易に肢3は正解できるでしょう。9割以上の方が正解されています。

【行政法】易しい

行政法は易しい問題・標準的な問題が多く、正答率が60%を切る問題は4問しかなく、少なくとも15問は得点したいところです。難問といえる3問は失点してもよいでしょう。ただし、行政法で得点できないと、他の科目で挽回することが難しくなるので、行政法の択一で確実に15問得点できるかどうか、合格のための必要条件といえるでしょう。

《一般的な法理論》 問題8～10 やや難

問題8	行政法一般的な法理論（公法上の権利の一身専属性）	21%難
問題9	行政法一般的な法理論（行政契約）	83%易
問題10	行政法一般的な法理論（行政調査）	53%やや難

問題8～10の一般的な法理論。典型的な行政行為の問題はなく、行政契約・行政調査など、ややメインテーマを外した問題となりました。問題9と、できれば問題10の2問正解したい内容でした。

問題8の公法上の権利の一身専属性は判例知識があれば、空欄Bは肢エだと容易に判断できるのですが、そこで迷ってしまうと、論理的な思考で解くこととなり、時間がかかってしまう可能性があります。空欄Cも「社会保障的」なのか「国家補償的」なのか判断しづらく、やはり難問でした。判例知識の正確性がモノをいう問題といえます。正答率も行政法択一では一番低くなりました。問題9。行政契約に関する問題でしたが、肢ウのように、「給水契約を拒む正当の理由」という標準的な判例知識を問うような問題ばかりでしたので、正答率もよく、正解したい問題でした。問題10。行政調査に関する問題です。肢5は「罪刑法定主義」に思いが至れば容易な問題でしたがやや正答率は低くなりました。

《行政手続法》 問題11～13 易しい

問題11	行政手続法（申請に対する処分）	92%易
問題12	行政手続法（不利益処分）	75%標準
問題13	行政手続法（届出）	76%標準

問題11～13の行政手続法。申請に対する処分。不利益処分。届出。いずれも典型テーマです。例年通り、行政手続法の3問は全問正解したいところです。

問題11と問題12は問われている知識は基本です。届出に関する問題13がやや難しいようにも感じますが、正解となる肢1は「届出」の定義を正確に覚えていれば正解できる問題です。

《行政不服審査法》 問題14～16 易しい

問題14	行政不服審査法（総合）	82%易
問題15	行政不服審査法（審理員）	84%易
問題16	行政不服審査法（教示）	78%標準

問題14～16の行政不服審査法。行政不服審査法は、条文知識を超えるところはなく、3問全問正解すべき問題でした。

問題14。審査請求手続に関する問題です。肢2の審理手続を終結したとき、遅滞なく審理員意見書を作成し、速やかに事件記録とともに審査庁に提出、は基本です。正答率も80%を超えており、確実に正解すべき問題です。問題15。審理員に関する問題です。正解肢2の知識自体はやや迷うところもありますが、それ以外の選択肢は明らかに誤っていると判断できるものも多く、正答率も高くなりました。審理員の役割は行政不服審査法でも重要テーマですから、この問題も正解したい問題です。問題16。教示に関する問題です。肢1の口頭で行う処分には教示不要というのは教示の基本の基本です。正解したい問題です。

《行政事件訴訟法》 問題17～19 標準

問題17	行政事件訴訟法（総合）	43%やや難
問題18	行政事件訴訟法（抗告訴訟の対象・処分性）	83%易
問題19	行政事件訴訟法（処分無効確認訴訟）	74%標準

問題17～19の行政事件訴訟法。総合問題、処分性、無効等確認訴訟と、いずれも条文・判例の基本知識を問う問題です。問題18・19を確実に正解し、少なくとも2問は正解したい問題でした。

問題17。行政事件訴訟の一般的な理解を問う問題です。知識の幅の広さが問われる問題といえますし、基本的な概念に関する理解を問う問題ですから、標準的な問題といえますが、不作為の違法確認訴訟（肢2・3）、当事者訴訟（肢5）の知識まで正確に押さえられていないためか、正答率は低くなりました。問題18。処分性の重要判例に関する問題です。正解となる肢1でやや悩むかもしれませんが、他の肢はどれも重要判例ばかりですので、消去法でも答えを出せる問題です。正答率も高く、確実に正解すべき問題でした。問題19。処分無効確認訴訟に関する問題です。無効等確認訴訟と取消訴訟の違いを理解していれば、無効の行政行為には公定力が働かず、審査請求前置は不要という結論になります。暗記だけでなく、内容をしっかり理解しておくことで解答を導き出せることが分かります。

《国家賠償法》 問題20～21 易しい

問題20	国家賠償法（1条1項に関する判例）	93%易
問題21	国家賠償法（2条1項に関する判例）	69%標準

問題20～21の国家賠償法。国家賠償法1条1項と2条1項の判例問題という典型テーマからの出題でした。国家賠償法は2問とも正解したい問題だったといえます。

問題20は1条1項に絡む重要判例ばかりで易しく、確実に正解したい問題です。問題21は国賠2条の判例内容を掘り下げる問題でしたので難しさを感じる問題でした。ただし、肢エが明らかに誤っているという判断はできれば、肢エを含む選択肢2・4・5を切ることができ、その時点で1・3の二択に絞ることができます。また、ア・イのどちらが正しいかの判断ですが、こちらも肢イが「総合的な考察」という点で、間違いとはしばらく、肢3を正解とすることが比較的容易な問題でした。

《地方自治法》 問題22～24 標準

問題22	地方自治法（罰金・過料を定める条例制定）	83%易
問題23	地方自治法（住民監査請求および住民訴訟）	73%標準
問題24	地方自治法（都道府県の事務）	35%難

問題22～24の地方自治。自治立法、住民監査請求・住民訴訟、事務と基本テーマからの出題でした。地方自治法は、できれば2問は正解したい問題でした。

内容的にも問題22と23は比較的少ない学習量でも得点できた問題です。問題22。自治立法に関する問題です。肢3のように過料を定める際の上限が地方自治法においては設定されていることは基本知識です。正答率も高く、地方自治法の問題というよりも、行政法の一般的な法理論の問題として正解しなければならない問題といえます。問題23。住民監査請求・住民訴訟は地方自治法の中でも頻出テーマですので、準備されていた方が多かったようです。ただし、肢5が1行目で「怠る事実」と書いてあるので、出訴期間に制限はない、と思ってしまった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。しかし本肢は、怠る事実に関して「監査の結果や勧告に不服がある場合」の住民訴訟ですので、出訴期間の制限はあります。読み飛ばしには十分注意しなければならない問題です。ただし、正答率自体はよかったです。問題24。事務の関係に関する問題です。典型テーマではありますが、問われている内容は、なかなか手が回らない知識であって、比較的判断に迷うところかもしれません。ほかの肢も、問われている知識は細かく、消去法でも正解は難しいといえます。特に半分以上の方が肢5を選択しており、難問でした。この問題は得点できなくてもしょうがないでしょう。

《行政法総合》 問題25～26 易しい

問題25	行政組織法（国家行政組織法）	97%易
問題26	行政法総合（国籍と住民）	93%易

いずれもごく基本的な問題といえます。2問とも正解したいところです。

問題25～26の行政法関連の判例問題。問題25。国家行政組織法に関する問題です。一見難しいように感じますが、空欄才が、「各省大臣は、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。」という、一般常識的にも簡単な知識のみで、正解できる問題でしたので、正答率のほとんどの方が正解されていました。問題26。国籍と住民に関する問です。肢3以外は地方自治法の知識として基本ですし、肢3も行政組織に関する知識として基本です。こちらも正答率は非常に高くなっています。

【民法】やや難

民法は、例年通り難しい内容でした。総則が記述でも出題されたからか、択一は1問のみ。これに対して、債権からの出題が5問となりました。家族法分野では相続から1問です。非常に難問ぞろいでしたが、総則1問、物権1問、債権2問、合計9問中4問は正解したい問題でした。

《総則》 問題27 標準

問題27	総則（94条2項の善意の第三者）	69%標準
------	------------------	-------

この1問は確実に得点したい問題です。

問題27。総則は虚偽表示からの基本判例問題です。難しい判例はありません。

《物権》 問題28～29 やや難

問題28	物権各論（占有権）	57%やや難
問題29	担保物権（根抵当権）	67%標準

問題28～29。物権。今年も2問の出題です。即時取得の証明や、根抵当権の問題で、いずれも難問と思われましたが、比較的得点できていました。物権はどちらか1問は得点してほしい問題といえます。

問題28。占有権に関する問題です。肢2は証明が絡む問題でしたが、他の肢が、比較的易しかったためか、正答率は5割を超えました。ただし、事案の読み取りに時間がかかる問題でしたので、時間配分をどうするか、やや取り扱いの難しい問題だといえます。問題29。根抵当権に関する問題です。根抵当権は準備されていない方も多く、事例設定も複雑ですので、これも難問と思われましたが、肢4の担保は極度額に限られるという知識のみで解答でき、他の肢に惑わされることなく、正解できた方が多かったといえます。こちらも事例を読むのに時間がかかるので、うまく時間配分ができたかどうかポイントです。

《債権総論》 問題30 やや難

問題30	債権総論（履行期限を徒過した場合の諸問題）	54%やや難
------	-----------------------	--------

問題30。債権総論は、記述式で1問出題があったためか、択一は1問のみ出題でした。できれば得点したい問題です。

問題30。債務不履行に関する問題です。正解肢5は条文問題ですが、やや細かい条文ですので、押さえられていたかどうかカギとなります。肢3と迷うところですが、肢3を切るための知識も細かいので、やや難しい問題でした。

《債権各論》 問題31～34 標準

問題31	債権各論（債務不履行を理由とする契約の解除）	88%易
問題32	債権各論（賃貸借契約）	89%易
問題33	債権各論（法定利率）	40%やや難
問題34	債権各論（不法行為・正当防衛・緊急避難）	28%難

問題31～34。債権各論から4問出題されました。問題31・32の2問は確実に正解すべき問題でした。難易度の差が極端になりました。

問題31。契約解除に関する問題です。テーマは典型ですが、一つ一つの選択肢を個別にみると、正誤判断に悩む肢も多かったのですが、正解となる肢5は、「制限されることがある。」という肢で、「制限されることが一つでも見つければ」正しい肢となるため、そのような形で判断された方が多いのではないのでしょうか。本試験では必要なテクニックで

すので、受験者の実力を感しました。正答率も90%近くあり、確実に正解したい問題でした。問題32。賃貸借契約についての問題です。この問題は典型テーマですし、賃貸人たる地位の移転も頻出ですから、民法の中では標準的な問題といえます。確実に正解したい問題です。問題33。法定利率についての問題です。条文問題ですが、ここまで正確に押さえている方は少なかったのではないのでしょうか。その意味で難問といえます。問題34。不法行為に関する問題です。緊急避難・正当防衛という民法では細かい知識が問われました。肢4を正解として選んでいる方が50%を超えていますが、緊急避難、正当防衛の要件を押さえれば確実に切れる肢でした。ここで判断を間違えてしまい、肢5を正解にできなかった方も多かったのかもしれません。民法では一番の難問となりました。

《相続》 問題35 やや難

問題35	相続（相続一般）	59%やや難
------	----------	--------

問題35。昨年に引き続き相続からの出題でした。できれば得点したい1問です。

問題35。相続に関する知識を幅広く問う問題です。肢1が条文知識で正解ですが、難問といえます。ただし、肢2～5は、相続の基本知識を問うもので、極めて難しいといえる肢はなく、消去法によって、正解を導き出せた問題といえます。

【商法】 問題36～40 難しい

問題36	商法総則（営業譲渡）	28%難
問題37	会社法（設立・発行可能株式総数の定め等）	58%やや難
問題38	会社法（株式・特別支配株主の株式売渡請求）	20%難
問題39	会社法（機関・公開会社における株主総会）	35%難
問題40	会社法（機関・会計参与）	55%やや難

今年の商法も難易度の高い出題となりました。正答率50%を超える問題37・40の2問のうち、1問正解できるかどうかというレベルです。

問題36。商号の問題です。基本問題で、比較的易しい問題と思われましたが、肢2を正解とした方が50%近くいらっしゃいました。難問です。問題37。設立にかかる発行済株式総数に関する問題です。肢2・3では、定款変更の要件が問われており、知識的にも標準的な問題といえます。この問題も得点したいところです。問題38。株式で特別支配株主の株式売渡請求という株式の中でもマイナーなテーマといえ回答も割れており、捨て問とした方も多いと思われます。超難問です。問題39。株主総会の問題です。議決要件が絡むところで、正確な知識を獲得しづらいところです。こちらでも回答が割れており、見ただけで飛ばした方も多いい印象です。ただし、正解となる肢4は、検査役の選任は「裁判所」に対して行うという基本的な知識で正解できる問題でした。選択肢の中の「数字」に気をとられることなく、簡単な「内容」の誤りを見逃さないようにできる力を磨けば得点することは難しくない問題です。正答率だけみれば難問ですが、内容的に正解を出すことはそれほど難しくない問題でした。問題40。会計参与に関する問題です。会計参与は株主総会や取締役、監査役に比べるとマイナーですが、肢ウやエのような基本知識で解ける問題でした。難しい問題も多いだけに、この問題は正解したいところです。

3. 法令・多肢選択式 標準

問題41	憲法統治（地方議会出席停止事件）	ア83% 、イ39%、ウ36%、エ24%
問題42	行政法総合（情報公開法と行政手続法に基づく開示手続）	ア59%、 イ80% 、 ウ96% 、エ47%
問題43	国家賠償法（国家補償の谷間・予防接種禍）	ア80% 、 イ70% 、 ウ72% 、 エ84%

多肢選択式は、問題41は空欄イ・ウ・エ、問題42は空欄ア・エの正答率が低くなりました。問題43は易しい問題でした。問題41は2点、問題42は4点、問題43は8点、合計14点は得点したい問題です。

問題41。地方議会議員の出席停止についての最新判例からの出題です。ただし、法律上の争訟に関する最高裁判所判例の補足意見についての問題でしたので、読んでいる方は少なかったのではないのでしょうか。難問です。空欄アの正答率はよかったです。その他の正答率は低いのですが、空欄ウは憲法上の原則を例外的に崩す場合には、やはり憲法上の根拠がなければならないという論理で考えて、埋めたいところです。これに対して、空欄イの「外在的」や、空欄エの「自律性」は、他の選択肢と迷うところがあると思います。

問題42。情報公開法と行政手続法に関する問題でした。単純な条文問題といえますので、知識があれば埋めることは容易ですが、準備していなければ、空欄アの「行政文書」を「公文書」と迷ってしまうということもあると思われます。行政手続法に絡む肢イ・ウの正答率は高かったです。この2つは確実に正解したいところです。

問題43。国家賠償と損失補償に絡む「国家補償の谷間」の問題です。昨年択一で、このようなテーマが問われているので、やはり過去問の重要性を感じます。あとは空欄ウのように、基礎法学の知識を使うような空欄もあり、横断的な学習の必要性を感じさせる問題でもありました。内容的には難しい空欄はなく、全空欄を埋めたい問題でした。

4. 法令・記述式 標準

記述問題は3問ともに内容的には易しい問題だったといえます。問題44で14点、問題45は10点、問題46は10点、合格者レベルで、少なくとも34点程度は得点可能の問題だったといえます。ただし、問題45・問題46は解答の書き方が難しく、採点によっては得点の読みが難しい問題だともいえます。総合的には標準レベルの難易度といえます。

《問題 45 行政法（義務付け訴訟）について》

行政事件訴訟法から、義務付け訴訟についての問題でした。事例は単純で、一言でいえば「B市長に是正命令を出してほしい。」ときに、「誰を相手に、どのような要件で、どのような訴訟を起こすか。」という問題です。解答として「B市を被告」「重大な損害を生ずるおそれ」「義務付け訴訟を起こす。」ことがキーワードとなります。問われている知識は基本ですし、書く形式も問いの形を踏まえて書けばよく、高得点を狙える問題だったといえます。義務付け訴訟は記述式では平成20年、平成30年に出题され、今回で3度目ですし、義務付け訴訟の訴訟要件「重大な損害を生ずるおそれ」に関する37条の2第1項については、令和2年、令和3年と連続して択一で条文そのものが出题されているところです。平成25年に出题があり、頻出です。14点～20点も不可能ではありません。

- 1) 【被告適格】については、本試験では何度も繰り返し出题されているため、多くの答案が「B市」と記述していました。ただ、字数との関係で「市」を省略し「B」と記述している答案も見受けられましたが、過去問において、行政書士試験センターが発表した解答例では、「Y県」（平成20年問題44）、「A県」（平成30年問題44）としていますので、「B市」と書く方がよいでしょう。
- 2) 【どのような影響】については、多くの方が「重大な損害」を指摘されていました。ただ、それに加えて、「緊急の必要」も記述している答案もありました。「緊急の必要」は、執行停止の申立要件ですから、義務付け訴訟が問題となる本問では不要となります。
- 3) 【訴訟選択】については、多くの答案が「義務付け訴訟」を指摘していました。ただ、何（是正命令）の義務付けなのか記述されていない答案や、不作為の違法確認訴訟や取消訴訟を併合提起するとの答案も見受けられました。義務付け訴訟は、申請型と非申請型の2種類があり、併合提起の要件は非申請型においては要求されていません。したがって、非申請型が問題となる本問において、併合要件の記述は不要となります。

《問題 45 民法（無権代理と相続）について》

総則から無権代理人の地位を本人が相続した場合に関する問題です。平成28年の肢4年の択一で出题されている知識です。無権代理人のした行為を本人の資格において追認を拒絶することはできますが、無権代理人の責任は免れないこととなります。無権代理人の責任は免れないから、履行の拒絶はできない、とも考えられますが、本問では、「売主としての履行を請求」してきたという問題です。したがって、無権代理人の責任は、「売主としての」責任ではなく、その無権代理人の責任を相続するとしても、本人が売主になるわけではありません。したがって、ここは、本人として履

行を拒絶できる、というところまでが解答なのではないかと思われます。そして、理由は、履行を拒絶しても「信義には反しないから」、となります。10点は得点したい問題です。

(採点雑感) 本問は、あまり出題例のない判例の理由を問う問題のため、完答答案は皆無でした。

「無権代理人としての責任を負うので履行の拒絶はできない」とする答案も見受けられましたが、上記で述べた通り、問題文に「CがAに対して、【売主として】本件売買契約を履行するよう求めた場合に」とありますから、(相続した)無権代理人としての責任(履行責任や損害賠償責任)についての記述は、不要であると予想しています。

《問題 46 民法（債権者代位権）について》

民法の問題46は、債権者代位権の行使を問う問題です。こちら事例はシンプルですし、択一で平成17年肢4でも出題されているところですが、「塀の撤去、土地の明渡しの請求」については「妨害排除請求」と書いてもよいですし、「債権者代位権に基づき」については、「代位して請求する」と書いてもよいでしょう。書き方はいろいろあると思いますが、「Bの土地所有権に基づく請求を」代位行使することがポイントですから、「賃借権に基づく妨害排除請求」とした場合には、得点はないと思われます。10～12点は得点したいところです。

(採点雑感) 問題46は、完答できている答案とできていない答案との差が大きい問題でした。

1) 【債権者代位権】については、「代位行使」、「代位」と記述されている答案が多くありました。「債権者代位権」と「代位行使、代位」との関係については、平成26年問題45解答例(詐害行為取消権と債権者取消権)のように、法律用語の同一性の範囲内にあるものとして、同じ配点になると予想しています。

2) 【救済方法】については、概ね、①賃借権に基づく妨害排除請求、②占有訴権、③Bの所有権に基づく妨害排除請求の代位行使、の3つの請求のいずれかが記述されていました。まず①の請求ですが、対抗要件を備えた場合にのみ認められるものですが、本問では、「甲土地の賃借権の登記は、現在に至るまでされていない」とありますから、①の請求はできません。また、②の請求についても、本問では「甲土地が…Aに引き渡される前に」とありますから、占有の要件である所持がありませんので、②の請求もできません。③の請求については、Aにとっては、他人であるBの請求権をBに代わって行使するものですから、Bの所有権(=「誰」のどのような「権利」)に基づく妨害排除請求権の指摘が必要となります。したがって、「Aの所有権」という人間違いは配点なしとしています。

なお、妨害排除請求については、「防」害や「廃」除などの誤字が散見されましたので、普段から正確に記述できるかをチェックしておくことも必要であるといえます。

5. 一般知識 易しい

一般知識科目は、典型テーマではない時事的な問題も多かったですし、難しい肢も多くありましたが、正解肢が簡単な問題も多く、また、文章理解は例年通り易しく、基準点をクリアすることは難しくないと考えられます。少なくとも、政治経済社会分野で5問。情報系分野で2問、文章理解で3問、合計10問は正解したい問題でした。

《政治・経済・社会》 問題47～54 やや難

問題47	政治(ロシア・旧ソ連の外交・軍事)	73%標準
問題48	政治(ヨーロッパの国際組織)	42%やや難
問題49	政治(軍備縮小)	58%やや難
問題50	社会(郵便局)	57%やや難
問題51	経済(国内総生産・GDP)	64%標準
問題52	経済(日本の森林・林業)	8%難
問題53	社会(アメリカ合衆国における平等と差別)	89%易
問題54	社会(地球環境問題解説のための国際協力体制)	88%易

問題47～49。政治分野。問題47・49の2問は正解したい問題です。問題49も比較的正答率は高く、できれば正解したいところです。問題47。ロシア・旧ソ連の外交・軍事に関する問題です。ロシア外交はいまホットなところではありま

すが、時事問題というわけではなく歴史の問題でした。肢4のように明らかな誤りの肢もありますが、他の肢は数字も多く、やや難しさはあったといえます。とはいえ正答率からすれば正解したい問題です。問題48。ヨーロッパの国際組織に関する問題です。やや細かいことを問う問題ですが、肢1のE E Cの成り立ちについては基本的ともいえるので、何とか得点したい問題です。問題49。軍縮に関する問題です。肢ア・イ・オは難問の部類に属しますが、正解となる肢ウ・エは非常に簡単でした。難しい肢に惑わされず、確実に正誤判断できるもののみで解答を出すという本試験の解答テクニックの鉄則で正解すべき問題でした。

問題50、53～54。社会分野。問題53・54の2問は正解したい問題でした。問題51。郵便局に関する問題です。肢ア・肢ウ・肢オのように日常生活において、触れ合う機会があれば、解答できると思われます。問題53。アメリカ合衆国における平等と差別。肢2は完全に常識レベルですので確実に正解すべき問題でした。問題54。地球環境に関する問題です。過去問でも問われている、ごく基本的な条約の知識で正解にたどり着けるもので、このような問題こそ確実に正解したい問題です。

問題51～52。経済分野。問題51の1問は確実に正解したい問題です。問題51。G D Pの典型問題で易しいです。問題52は一般知識のレベルを超えており超難問です。得点できなくても問題ありません。

《情報通信・個人情報保護》 問題55～57 標準

問題55	情報通信（人工知能・A I）	87%易
問題56	情報通信（情報通信用語）	85%易
問題57	個人情報保護（個人情報保護制度）	55%やや難

問題55～57。情報通信・個人情報保護分野。情報通信の問題55・56は簡単でしたが、個人情報保護の問題がやや難しい問題でした。2問は正解したいところです。

問題55。A Iに関する問題。空欄Ⅰ・Ⅱは、常識的な観点から穴埋めできる問題です。空欄Ⅲ・Ⅳですが、知識がなくても、文章の意味からある程度入る言葉を推測でき、正答率も高くなりました。正解すべき問題です。問題56。情報通信用語に関する問題です。正解となる肢ア・イは基本的な用語ですので、この2肢のみで正解できます。問題57。個人情報保護法からの出題は1問でした。肢5は知っておきたいところです。

《文章理解》 問題58～60 易しい

問題58	文章理解（並べ替え）	93%易
問題59	文章理解（脱文挿入）	86%易
問題60	文章理解（空欄補充）	99%易

文章理解は例年通り、簡単な問題でした。3問全問正解したい問題です。並べ替え、脱文挿入、空欄補充、という形式的にも容易、文章内容も平易で、短時間で正解できる問題といえるでしょう。

以上となります。

問題 1	正解	3	① 基礎法学（大陸法系と英米法系の裁判観）	正答率32%
------	----	---	-----------------------	--------

問題 1 は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。

問題 2	正解	1	① 基礎法学（法律用語）	正答率65%
------	----	---	--------------	--------

- ア × 法律要件とは、法律効果を生じさせる原因となる客観的な事実のことを言います。意思表示などの主観的要素も法律要件に含まれます。
- イ ○ 法律効果とは、法律上の権利義務関係の変動（発生、変更または消滅）のことをいいます。
- ウ × 構成要件とは、犯罪行為を特徴付ける定型的な外形的事実のことをいいます。故意などの主観的な要素も含まれます。例えば、窃盗罪は他人の財物を盗むという故意がないと構成要件を満たさず処罰の対象とされません。
- エ ○ 立法事実とは、法律を制定する場合において、当該立法の合理性を根拠付ける社会的、経済的、政治的または科学的事実のことをいいます。例えば、ある事案に対して、有害性や危険性があるから規制が必要であるから当該立法をしたということが立法事実になります。
- オ ○ 要件事実とは、法律要件に該当する具体的な事実のことをいいます。
- 以上より、妥当でないものはア・ウであり、肢 1 が正解となります。

本問は、A市の公立小学校において、通知表の様式および評定記載方法をめぐる対立が生じ、かねてより教育問題等について言論活動をしていた一般市民Yが、教師Xを厳しく批判するビラを作成し、配布した行為について、XがYに対して損害賠償と謝罪広告を求めて出訴した事件に関する最高裁判所判決（最判平元. 12. 21）で採用された判断基準を題材としています。

- 1 × 本肢においては、XがA駅の構内で、駅員の許諾を受けず、退去要求を無視して演説を行ったという思想表明の手段を処罰することの是非が問題となっており、名誉侵害の不法行為の違法性が問題となった本判例が想定している事例ではありません。なお、判例（最判昭59. 12. 18）は、本肢の行為について「憲法21条1項は、表現の自由を絶対無制限に保障したものではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであつて、たとえ思想を外部に発表するための手段であつても、その手段が他人の財産権、管理権を不当に害するときものは許されない」として、鉄道営業法および刑法の規定を適用して処罰しても憲法21条1項に違反しないとしています。
- 2 × 本肢におけるYの批判的報道の対象は「宗教法人X 1の会長X 2に関する事実」であり（「月刊ペン」事件：最判昭56. 4. 16参照）、本判例が対象として想定している「公務員の地位における行動」ではありません。
- 3 × 本肢におけるYの小説に描かれたのは「Xが不特定多数への公開を望まない私生活上の事実」であり（「石に泳ぐ魚」事件：最判平14. 9. 24参照）、本判例が対象として想定している「公務員の地位における行動」ではありません。
- 4 × 本肢においては、新聞記者Xが公務員Aに機密漏洩をそそのかした取材方法が問題となっており、名誉侵害の不法行為の違法性が問題となった本判例が想定している事例ではありません。なお、判例（外務省秘密漏洩事件：最決昭53. 5. 31）は、本肢の行為について「取材の手段・方法が贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであつても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる」として、国家公務員法111条の罪を構成するとしています。
- 5 ○ 本肢における市民Yの表現の対象は、教員Xの「公務員の地位における行動」であり、本判例の判断基準が想定している事例です。なお、本判例において、本肢の配布行為は、専ら公益を図る目的に出たものといえ、前提としている客観的事実についても主要な点において真実であることの証明があったといえるとして、名誉侵害の不法行為の違法性を欠くと判断されています。

本問は、新薬事法の施行に伴って改正された薬事法施行規則（以下「新施行規則」といいます。）において、店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による医薬品の販売または授与（以下「郵便等販売」といいます。）は一定の医薬品に限って行うことができる旨の規定およびそれ以外の医薬品の販売もしくは授与または情報提供はいずれも店舗において薬剤師等の専門家との対面により行わなければならない旨の規定が設けられたことについて、インターネットを通じた郵便等販売を行う事業者が、新施行規則の上記各規定は新薬事法の委任の範囲外の規制を定める違法なものであって無効であるなどと主張して、新施行規則の規定にかかわらず郵便等販売をすることができる権利ないし地位を有することの確認等を求めて出訴した事件の最高裁判所の判決（最判平25. 1. 11）の趣旨について問うものです。

- 1 × 本肢の記述は、本判例の趣旨として妥当ではありません。なお、本判例は、「憲法22条1項による保障は、狭義における職業選択の自由のみならず職業活動の自由の保障をも包含しているものと解される」とした最高裁判所大法廷判決（薬局距離制限事件：最大判昭50. 4. 30）に基づいて判断をしています。
- 2 ○ 本判例は、「郵便等販売を規制する新施行規則の規定が、これを定める根拠となる新薬事法の趣旨に適合するもの…であり、その委任の範囲を逸脱したものではないというためには、立法過程における議論をもしんしゃくした上で、…新薬事法中の諸規定を見て、そこから、郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授権の趣旨が、上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要する」として、種々の考慮要素の比較考量は第一次的に立法府の権限と責務であるとの立場を採り、新施行規則における本件規制については、新薬事法の委任の範囲を逸脱した場合に違法なものとして無効となる（立法府の合理的裁量の範囲にとどまるのであれば尊重する）との判断を示しています。
- 3 × 本肢の記述は、本判例の趣旨として妥当ではありません。なお、本判例は、「旧薬事法の下では違法とされていなかった郵便等販売に対する新たな規制は、郵便等販売をその事業の柱としてきた者の職業活動の自由を相当程度制約するものであることが明らか」としつつ、肢2解説における判断手法を採っています。
- 4 × 本判例は、「薬事法が医薬品の製造、販売等について各種の規制を設けているのは、医薬品が国民の生命及び健康を保持する上での必需品であることから、医薬品の安全性を確保し、不良医薬品による国民の生命、健康に対する侵害を防止するためである」とはしていますが、本肢のような判断基準は採用していません。
- 5 × 肢4解説にあるとおり、本判例は、本件規制を積極的な社会経済政策の一環として、社会経済の調和的発展を目的に設けられたものとは判断していません。

- 1 × 判例（第三者所有物没収事件：最大判昭37. 11. 28）は、「第三者の所有物を没収する場合において、その没収に関して当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪うことは、著しく不合理であつて、憲法の容認しないところである…没収の言渡を受けた被告人は、たとえ第三者の所有物に関する場合であつても、被告人に対する附加刑である以上、没収の裁判の違憲を理由として上告をなしうることは、当然である」として、本肢における被告人が手続の違憲性を主張することを認めています。
- 2 × 判例（最判昭53. 7. 10）は、「憲法34条前段は、何人も直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留・拘禁されることがないことを規定し、…この弁護人等との接見交通権は、身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的権利に属するものであるとともに、弁護人からいえばその固有権の最も重要なものの一つであることはいうまでもない」とし、「捜査機関は、弁護人等から被疑者との接見の申出があつたときは、原則として何時でも接見の機会を与えなければならない」として、憲法は接見交通の機会も実質的に保障しているとの見解を示しています。
- 3 × 判例（高田事件：最大判昭47. 12. 20）は、「憲法37条1項の保障する迅速な裁判をうける権利は、…単に迅速な裁判を一般的に保障するために必要な立法上および司法行政上の措置をとるべきことを要請するにとどまらず、さらに個々の刑事事件について、現実に右の保障に明らかに反し、審理の著しい遅延の結果、迅速な裁判をうける被告人の権利が害せられたと認められる異常な事態が生じた場合には、これに対処すべき具体的規定がなくても、もはや当該被告人に対する手続の続行を許さず、その審理を打ち切るという非常救済手段がとられるべきことをも認めている趣旨の規定である」としています。
- 4 ○ 判例（川崎民商事件：最大判昭47. 11. 22）は、「憲法38条1項…による保障は、純然たる刑事手続においてばかりではなく、それ以外の手続においても、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続には、ひとしく及ぶものと解するのを相当とする」としています。
- 5 × 判例（最大判昭33. 4. 30）は、「法が追徴税（加算税）を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである…追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法39条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでない」としています。

- 1 × 内閣は、条約を締結する権能を有していますが（憲法73条3号本文）、事前に、時宜によっては事後に国会の承認を経ることが必要です（73条3号ただし書）。この国会の承認については、やむを得ない事情があれば、事前または事後の国会の承認なく条約を締結できるとする例外規定はありません。
- 2 × 内閣は、憲法および法律の規定を実施するために、政令を制定することができます（73条6号本文）。しかし、国会が唯一の立法機関である（41条）とする日本国憲法の下では、大日本帝国憲法における緊急勅令（緊急の必要により議会閉会の場合に、事後に議会の承諾を得ることを条件に、天皇の命令である勅令を法律に代わり発すること）や独立命令（法律から独立に発せられる命令）は認められていません。したがって、内閣は、事後に国会の承認を得ることを条件としても、法律に代わる政令を制定することはできません。
- 3 × 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となりますが、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができます（54条2項）。緊急集会は、内閣が国に緊急の必要があると判断したときに開くことができるものです。参議院の総議員の4分の1以上の要求があった場合に、内閣によりその召集が決定されるとの規定はありません。なお、内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができますが、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、臨時会の召集を決定しなければならないとされています（53条）。議院の総議員の4分の1以上の要求があるときに、内閣によりその召集が決定されるのは、臨時会であって、参議院の緊急集会ではありません。
- 4 ○ 内閣総理大臣が欠けたとき、または衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職をしなければなりません（70条）。そして、この場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行うこととなります（71条）。
- 5 × 予算は、内閣が作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならないため（86条）、新年度開始までに予算が成立せず、しかも暫定予算も成立しない場合には、「予算の執行」はできません。予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任で「予備費」を支出することができます（87条1項）。しかし、新年度開始までに予算が成立せず、しかも暫定予算も成立しない場合には、「予算の執行」は国会の審議議決を経していない以上できません。

- 1 × 判例（北海タイムス事件：最大決昭33. 2. 17）は、公判廷における写真の撮影等は、裁判所の許可に従わない限りできない（刑事訴訟規則215条）とすることについて、公判廷の状況を一般に報道するための取材活動であっても、その活動が公判廷における審判の秩序を乱し被告人その他訴訟関係人の正当な利益を不当に害することは許されないとして、憲法21条に違反しないとしています。
- 2 × 判例（最大決昭41. 12. 27）は、裁判所が過料を科することになっている場合でも、過料を科する作用は、もともと純然たる訴訟事件としての性質の認められる刑事制裁を科する作用とは異なり、その実質においては一種の行政処分としての性格を有するから、憲法82条、32条の定めるところにより、公開の法廷における対審および判決によって行なわれなければならないものではないとしています。
- 3 ○ 判例（最判平17. 4. 14）は、刑事訴訟法157条の3、157の4（現157の5、157の6）は、裁判所が証人尋問の際の証人と被告人との間や傍聴人と証人との間において、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置（遮へい措置）を採ることができることについて、遮へい措置が採られても、審理が公開されていることに変わりはないとして、憲法82条1項、37条1項に違反しないとしています。
- 4 × 判例（法廷メモ採取事件：最大判平元. 3. 8）は、裁判の公開が制度として保障されていることに伴い（82条1項）、各人は、裁判を傍聴することができることとなるが、各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでないことはもとより、傍聴人に対して法廷においてメモを取ることを権利として保障しているものでもないとしています。
- 5 × 判例（寺西事件：最大決平10. 12. 1）は、憲法82条1項の「裁判」とは、裁判所が裁判という形式をもってする判断作用のすべてではなく、そのうちの固有の意味における司法権の作用に属するもの、すなわち、裁判所が当事者の意思いかんにかかわらず終局的に事実を確定し当事者の主張する実体的権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件についての裁判のみをいい、裁判官に対する懲戒は、裁判所が裁判という形式をもってすることとされているが、一般の公務員に対する懲戒と同様、その実質においては裁判官に対する行政処分の性質を有するものであり、純然たる訴訟事件についての裁判ではないとして、憲法82条1項の適用はないとしています。

A ア 生活保護法の規定に基づき、要保護者等が国から生活保護を受けるのは、法的利益であって、保護受給権とも称すべきものであるとしている

朝日訴訟判決（最判昭42.5.24）において、憲法25条1項の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を付与したものではなく、具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によって、はじめて与えられるとされています。したがって、生活保護法に基づく受給権は法的利益となります。

B エ 両判決ともに、権利の一身専属性を認めず、相続人による訴訟係属を認めた

じん肺管理区分決定処分取消等請求事件判決（最判平29.4.6）において、当該労働者等の死亡によって訴訟が当然に終了するものではなく、遺族において訴訟承継するものと解するのが相当とされ、また、被爆者健康手帳交付等請求事件判決（最判平29.12.18）において、被爆者援護法に基づく認定申請に係る受給権は、一身に専属する権利ということとはできず、相続の対象になるとされました。したがって、両判決ともに、権利の一身専属性を認めず、相続人による訴訟承継が認められました。

C カ 国家補償的性質を有することが、一身専属性が認められない根拠の一つになるとの考え方が示されている

被爆者健康手帳交付等請求事件判決（最判平29.12.18）において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であるとされ、戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済を図る一面を有するものであり、その点では社会保障としての性格のみならず、実質的に国家補償的配慮が制度の根底のあるとされました。したがって、社会保障的性質を有すること以外に、国家補償的性質を有することが、一身専属性が認められない根拠の一つなるとの考えが示されました。

以上より、**A** はア、**B** はエ、**C** はカが当てはまり、肢2が正解となります。

- ア × 行政手続法が適用される行政活動は、処分、行政指導、届出、命令等制定手続の4つの分野であり（行政手続法1条1項）、行政契約の締結および履行に関して行政手続法の定める手続に従わなければならないとする規定はありません。
- イ × 地方公共団体が必要な物品を売買契約により調達する場合、当該契約は原則として民法等の私法が適用されますが、地方自治法には、契約の締結に関して、売買・賃貸・請負その他の契約は、一般競争入札・指名競争入札・随意契約またはせり売りにより締結するものとする規定があり（地方自治法234条1項）、また、その中でも、一般競争入札が原則とする規定があります（同2項）。したがって地方自治法で契約締結に関して特別な手続が規定されていないとする本肢は誤っています。
- ウ ○ 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされ（水道法15条1項）、行政側に原則として契約締結義務があります。この点について、判例（最判平11.1.21）は、水が限られた資源であることを考慮すれば、市町村が正常な企業努力を尽くしてもなお水の供給に一定の限界があり得ることも否定することはできないのであって、給水義務は絶対的なものということとはできず、給水契約の申込みが右のような適正かつ合理的な供給計画によっては対応することができないものである場合には、法15条1項にいう「正当の理由」があるものとして、これを拒むことが許されると判示しています。
- エ × 判例（最判平21.7.10）は、処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方（知事）に対して、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分事業者自身の自由な判断で行えることであり、その結果、許可が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃止されることがあっても法律に何ら抵触するものではないとし、協定内の条項につき、その法的拘束力を否定することはできないと判示しています。したがって、公害防止協定など、地方公共団体が締結する規制行政にかかる契約は、必ずしも法律による行政の原理に抵触するわけではありませんし、法的拘束力を有する場合も認められます。
- オ ○ 判例（最判昭62.5.19）は、普通地方公共団体が、法令に違反して締結した随意契約は、地方自治法施行令で認められている随意契約のどれにも該当しないことが誰が見ても明らかな場合や、契約の相手方が、その契約を随意契約はできないことを知っていたか、知ることができた場合など、その契約を無効にする必要がある特段の事情が認められる場合に限り、私法上無効となると判示しています。したがって、これらの特別の事情が存在しない限り、当該契約は私法上有効なものとされます。

- 1 × 警察官職務執行法2条1項では、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができるとし、職務質問について規定していますが、それに付随して所持品検査ができることまでは規定していません。したがって、本肢は誤っています。なお、判例（最判昭53.9.7）は、職務質問に付随して行う所持品検査については、所持人の承諾を得てその限度で行うのが原則であるが、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、たとえ所持人の承諾がなくても、所持品検査の必要性、緊急性、これによって侵害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮して、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容される場合があると判示しており、挙動が異常であることに加えて、所持品を確認する緊急の必要性を要するといえます。
- 2 × 自動車検問につき、判例（最決昭55.9.22）は、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外形上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて運転者に対して必要事項を質問することは、それが相手方の任意に協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り適法と判示しています。したがって、停止させることができるのは、走行の外観上不審な車両に限られるわけではありません。
- 3 × 行政手続法が適用される行政活動は、処分、行政指導、届出、命令等制定手続の4つの分野であり（行政手続法1条1項）、行政調査を行う場合についての規定はありません。
- 4 × 国税通則法では、質問検査権等につき、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないと規定しています（74条の8）。この点につき判例（最決平16.1.20）は、質問・検査権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されても、質問または検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段とはされないと判示しています。したがって、当該調査において取得した資料をその後の犯則事件の証拠として利用することが認められないわけではありません。
- 5 ○ 憲法31条において、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」とされており、行政調査の実効性を確保するため、調査の応じなかった者に刑罰を科す場合、調査自体の根拠規定とは別に、刑罰を科すことについて法律に明文の根拠規定が必要となります（罪刑法定主義・憲法31条）。

- 1 ○ 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないとされています（行政手続法6条）。
- 2 × 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、または当該申請により求められた「許認可等を拒否しなければならない」とされています（7条）。したがって、申請を拒否することができないとする本肢は誤っています。
- 3 × 行政庁は、申請により求められた許認可等を「拒否する処分」をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を「示さなければならない」とされています（8条1項）。したがって、許認可等を「許可する処分」をする場合には理由の提示は不要であり、また、当該処分の理由を「示すよう努めなければならない」とする本肢は誤っています。
- 4 × 行政手続法には、本肢のように、「行政庁は、定められた標準処理期間を経過してもなお申請に対し諾否の応答ができないときは、申請者に対し、当該申請に係る審査の進行状況および処分の時期の見込みを書面で通知しなければならない」とする規定はありません。したがって、本肢は誤っています。
- 5 × 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の「利害」を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、「必要に応じ」、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう「努めなければならない」とされています（10条）。したがって、「設けなければならない」とする本肢は誤っています。

- 1 × 不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、またはその権利を制限する処分をいい、申請により求められた許認可等を拒否する処分は除かれます（行政手続法2条4号ロ）。したがって、申請拒否処分を「不利益処分に該当する」としている点で、本肢は誤っています。
- 2 × 不利益処分にはこのような規定は行政手続法には存在しません。したがって、本肢は誤っています。なお、行政庁は、申請に対する処分については、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならないとして、公聴会等の開催が努力義務として規定されています（10条）。
- 3 ○ 行政手続法は、行政庁が、不利益処分をしようとする場合に、聴聞手続を要するものにつき13条1項1号イ～ニに具体的に規定しており、そのいずれにも該当しない場合に、弁明の機会の付与を要するものとしています（13条1項2号）。また、弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明書を提出してするものとするものとされています（29条1項）。
- 4 × 行政手続法の「聴聞」の節の規定に基づく処分またはその不作為については、「審査請求をすることができない」とされています（27条）。したがって、「審査請求をすることができる」とする点で、本肢は誤っています。
- 5 × 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰します（19条1項）。また、聴聞を主宰することができない者については、19条2項各号で規定されています。したがって、聴聞を主宰することができない者について、法はその定めを「政令に委任している」とする点で、本肢は誤っています。

- 1 ○ 届出については、行政手続法で「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（『申請に該当するものを除く。』）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。」と定義づけされており（行政手続法2条7号）、「申請に該当するものを除く」という限定が付されています。
- 2 × 届出については、行政手続法で「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。」と定義づけされています（2条7号）。したがって、「事前になされたものに限る」という限定は付されておらず、本肢は誤っています。
- 3 × 届出については、行政手続法で「行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを『含む』。）をいう。」と定義づけされています（2条7号）。したがって、「自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを『除く』」という限定は付されておらず、本肢は誤っています。
- 4 × 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた「届出の形式上の要件に適合している場合」は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとされます（37条）。したがって、届出書の記載事項に「不備があるか否かにかかわらず」、としている点で、本肢は誤っています。
- 5 × 届出は、「届出書に法令上必要とされる書類が添付されている場合」には、当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとされます（37条）が、必要な書類が添付されていない場合に、事後に補正を求めるような規定は行政手続法には存在しません。したがって、本肢は誤っています。

- 1 × 再調査の請求について、行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、「法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるとき」は、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる旨と定められています（行政不服審査法5条1項本文）。したがって、再調査の請求は、行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、例外的に行うことができるものであって、原則として行うことができるものではありません。
- 2 ○ 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書を作成しなければならないとされ（42条1項）、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならないとされています（42条2項）。
- 3 × 行政不服審査法において、不服申立ての対象とされているのは、処分と不作為のみです（2条、3条）。法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料する者は、行政手続法に基づき、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をするをを求めることができます（行政手続法36条の3第1項）。
- 4 × 肢3の解説のとおり、行政不服審査法において、不服申立ての対象とされているのは、処分と不作為のみです（行政不服審査法2条、3条）。法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、行政手続法に基づき、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができます（行政手続法36条の2第1項本文）。
- 5 × 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、原則として、審査庁が主任の大臣または宮内庁長官もしくは内閣府設置法49条1項もしくは2項もしくは国家行政組織法3条2項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に諮問しなければなりません。審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者または理事会）である場合にあっては地方公共団体に置かれる機関（行政不服審査法81条1項・2項）に諮問しなければならないとされています（43条1項柱書）。

- 1 × 審査庁は、当該審査庁に所属する職員（あらかじめ審理員となるべき者の名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから審理員を指名します（行政不服審査法9条1項本文、17条）。この場合、審査庁は、審理手続を公正に行うため、審査請求の対象とされた処分庁または不作為庁に所属する職員を審理員にすることができません（9条2項1号）。
- 2 ○ 審理員は、審査請求人もしくは参加人の申立てによりまたは「職権で」、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができ、その提出された物件を留め置くことができます（33条）。このように審査請求の証拠調べについては、職権探知主義が採られています。
- 3 × 肢2の解説のとおり、審査請求の証拠調べについては、職権探知主義が採られていますから、審理員は、審査請求人もしくは参加人の申立てによりまたは「職権で」、必要な場所につき、検証をすることができます（35条1項）。
- 4 × 肢2の解説のとおり、職権探知主義が採られていますから、審理員は、審査請求人もしくは参加人の申立てによりまたは「職権で」、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができます（36条）。
- 5 × 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合することも、併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することもできます（39条）。

- 1 × 行政庁は、不服申立てをすることができる処分をする場合には、「処分を口頭でするときを除き」、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨ならびに不服申立てをすべき行政庁および不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとされています（行政不服審査法82条1項ただし書）。したがって、処分を口頭でするときには、教示をする必要はありません。
- 2 ○ 処分庁が審査請求をすることができる処分をなす場合において、処分の相手方に対し、教示しなければならないとされているのは、①当該処分につき不服申立てをすることができる旨、②不服申立てをすべき行政庁、③不服申立てをすることができる期間です（82条1項本文）。したがって、執行停止の申立てをすることができる旨を教示する必要はありません。
- 3 ○ 処分庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうかにつき書面による教示を求められたときは、当該教示は、書面でしなければなりません（82条2項・3項）。
- 4 ○ 処分をなすに際し、処分庁が行政不服審査法において必要とされる教示をしなかった場合であっても、国民の権利利益の救済のため、当該処分について不服がある者は、当該処分庁に不服申立書を提出することができます（83条1項）。
- 5 ○ 肢1の解説のとおり、行政庁は、審査請求もしくは再調査の請求または「他の法令に基づく」不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨ならびに不服申立てをすべき行政庁および不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとされています（82条1項本文）。再審査請求は、行政庁の処分につき「法律に」再審査請求をすることができる旨の定めがある場合に限り、行うことができます（6条1項）から、審査庁が裁決を行った場合にも、審査庁には再審査請求に係る教示義務が課せられていることになります。したがって、審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をなす場合には、裁決書に、再審査請求ができる旨ならびに再審査請求をすべき行政庁および再審査請求期間を記載してこれらを教示しなければなりません。

- 1 × 抗告訴訟とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいい（行政事件訴訟法3条1項）、行政事件訴訟法には、「処分の取消しの訴え」「裁決の取消しの訴え」「無効等確認の訴え」「不作為の違法確認の訴え」「義務付けの訴え」「差止めの訴え」の6つの類型が定められています（3条2項～7項）。しかし、判例（最判昭47.11.30）は、法定されている6つの類型に抗告訴訟を限定する趣旨はなく、行政事件訴訟法には規定されていない無名抗告訴訟（法定外抗告訴訟）も認められる余地があるとしています。
- 2 × 不作為の違法確認の訴えに対し、請求を認容する判決が確定した場合、当該訴えに係る申請を審査する行政庁は、判決の趣旨に従い、処分をしなければなりません（拘束力：33条1項・2項、38条1項）が、当該行政庁は、必ず当該申請により求められた処分をしなければならないものではなく、拒否処分を行うこともできます。
- 3 × 不作為の違法確認の訴えは、処分または裁決についての申請をした者に限り、提起することができます（37条）から、この点は、妥当です。しかし、不作為の違法確認の訴えとは、行政庁が「法令に基づく申請」に対し、相当の期間内に何らかの処分または裁決をすべきであるにもかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟です（3条5項）から、申請は法令に基づくものであることが求められています。
- 4 ○ 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」については、民事保全法に規定する仮処分をすることができません（44条）。しかし、実質的当事者訴訟の対象のように「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しない行為については、民事保全法に規定する仮処分をする余地があると解されています（民事保全法23条参照）。
- 5 × 当事者訴訟については、具体的な出訴期間が、行政事件訴訟法において定められていません。なお、法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であっても、これを提起することができるとされています（行政事件訴訟法40条1項）。

- 1 × 判例（最判平7.3.23）は、公共施設の管理者である行政機関等が行う開発行為への同意について、当該管理者の同意を得ることを開発許可申請の要件とすることによって、開発行為の円滑な施行と公共施設の適正な管理の実現を図ったものであり、この同意を拒否する行為それ自体は、開発行為を禁止または制限する効果をもつものとはいえず、開発行為を行おうとする者が、この同意を得ることができず、開発行為を行うことができなくなったとしても、その権利ないし法的地位が侵害されたものでなく、国民の権利ないし法律上の地位に直接影響を及ぼすものであると解することはできないから、公共施設の管理者である行政機関等が行う開発行為への同意は、抗告訴訟の対象となる行政処分には該当しないとしています。
- 2 ○ 判例（最判昭57.4.22）は、都市計画区域内において工業地域を指定する決定について、当該地域内においては、当該地域内の土地所有者等に建築基準法上新たな制約を課し、その限度で一定の法状態の変動を生ぜしめるものであることは否定できないが、その効果は、新たにそのような制約を課する法令が制定された場合におけると同様の当該地域内の不特定多数の者に対する一般的抽象的なものにすぎず、直ちに当該地域内の個人に対する具体的な権利を侵害するものではないから、用途地域の指定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当しないとしています。
- 3 ○ 判例（最大判平20.9.10）は、市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定により、施行地区内の宅地所有者等は、所有権等に関する規制を伴う土地区画整理事業の手続に従って換地処分を受けるべき地位に立たされ、当該計画によって直接的にその法的地位に変動がもたらされるから、当該計画の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当するとしています。
- 4 ○ 判例（最判平18.7.14）は、地方公共団体が営む簡易水道事業に係る条例所定の水道料金を改定する条例について、当該条例が、水道料金を一般的に改定するものであって、限られた特定の者に対してのみ適用されるものではなく、当該改正条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と実質的に同視することはできないから、当該改正条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分には該当しないとしています。
- 5 ○ 判例（最判平21.11.26）は、特定の保育所の廃止のみを内容とする条例について、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童およびその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものであり、行政庁の処分と実質的に同視し得るものといえることができるから、そのような条例制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当するとしています。

- 1 × 訴えが不適法なものとして却下されるのは、訴訟の提起が法律上の要件を欠く場合です。原告の主張が、処分が無効である、すなわち当該処分に無効原因となる瑕疵が存在するという主張である場合に、本案を審理した後、当該処分に無効原因となる瑕疵が存在しないときには、当該訴えは原告の主張に理由がないとして「棄却」されます。
- 2 × 無効確認訴訟には、取消訴訟の原告適格を定める規定が準用されていません（行政事件訴訟法38条1項・3項参照）から、この点は妥当です。しかし、無効確認訴訟には、当該処分または裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分または裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分もしくは裁決の存否またはその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができるとする原告適格に関する規定が置かれています（36条）。
- 3 ○ 処分の取消訴訟には、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消訴訟を提起することができない旨の定めがあるときは、先に審査請求をしなければならないとの規定があります（8条1項ただし書）。しかし、当該処分に重大かつ明白な瑕疵があることが疑われているにもかかわらず原告に負担を強いることは妥当ではないため、この規定は、無効確認訴訟には、準用されていません（38条1項・3項参照）。
- 4 × 無効確認訴訟においては、訴訟の対象となる処分は当初から無効であるのが前提ですが、現実には、原告は、当該処分により損害または損害を受けるおそれがあるため訴訟を提起して救済を求めています。そこで、執行停止の申立てについては、原告の権利利益の救済のために、取消訴訟の規定が準用されており（38条3項）、原告は執行停止の申立てをすることができます。
- 5 × 肢2の解説のとおり、無効確認訴訟の原告適格は、当該処分または裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分または裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該「処分もしくは裁決の存否またはその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないもの」に限り、提起することができるとされています（36条）。したがって、処分が無効であることを前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができる場合には、無効確認訴訟を提起することができません。

- 1 × 判例（最判昭53.10.20）は、検察官が公訴を提起したものの、その後の裁判で無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕・勾留、公訴の提起・追行、起訴後の勾留が違法となるということはないとしています。したがって、当該公訴提起が国家賠償法1条1項の適用上、当然に違法の評価を受けるわけではありません。
- 2 ○ 判例（最決平17.6.24）は、指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に、地方公共団体の事務であり、その事務の帰属する行政主体は、当該確認に係る建築物について確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体であるとしています。したがって、建築基準法に基づく指定を受けた民間の指定確認検査機関による建築確認事務について、当該地方公共団体が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うことがあります。
- 3 × 公権力の行使とは、純然たる私経済活動と公の営造物の設置管理作用を除くすべての作用をいい（広義説）、判例（最判昭62.2.6）は、公立学校における教職員の教育活動は、国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」に含まれるとしています。
- 4 × 判例（最判平5.3.11）は、税務署長のする所得税の更正が所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が資料を収集し、これに基づき課税要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるとしています。したがって、当然に違法の評価を受けるわけではありません。
- 5 × 判例（最判昭61.2.27）は、パトカーによる当該追跡行為が違法であるというためには、「追跡が当該職務目的を遂行する上で不必要であるか、又は逃走車両の逃走の態様及び道路交通状況等から予測される被害発生の具体的危険性の有無及び内容に照らし、追跡の開始・継続若しくは追跡の方法が不相当であること要する」としています。したがって、当該追跡行為によって第三者が負傷しても、国家賠償法1条1項の適用上、当然に違法の評価を受けるわけではありません。

- ア × 判例（最判平7.7.7）は、営造物の設置または管理の瑕疵には、「当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連においてその利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含むもの」と解すべきとしており、前半は妥当な記述です。しかし、同判例は、「国家賠償法2条1項は、危険責任の法理に基づき被害者の救済を図ることを目的として、国又は公共団体の責任発生の要件につき、公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときと規定しているところ、…回避可能性があったことが本件道路の設置又は管理に瑕疵を認めるための積極的要件になるものではない」としており、後半が誤りです。
- イ ○ 判例（最判平7.7.7）は、「営造物の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となり、営造物の設置・管理者において賠償義務を負うかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべき」としています。
- ウ ○ 判例（最判平7.7.7）は、「道路等の施設の周辺住民からその供用の差止めが求められた場合に差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通する…が、施設の供用差止めと金銭による賠償という請求内容の相違に対応して、違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違があるから、…違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない」としています。
- エ × 判例（大阪国際空港公害訴訟：最大判昭56.12.16）は、営造物の設置または管理の瑕疵には、「当該営造物が供用目的に沿って利用されることとの関連においてその利用者以外の第三者に対して危害を生ぜしめる危険性がある場合をも含むものと解すべきである。…営造物の設置・管理者において、かかる危険性があるにもかかわらず、特段の措置を講ずることなく、また、適切な制限を加えないままこれを利用に供し、その結果利用者又は第三者に対して現実に危害を生ぜしめたときは、それが右設置・管理者の予測しえない事由によるものでない限り、国家賠償法2条1項の責任を免れることができないと解される」としており、国営空港の設置管理の瑕疵にも適用されるため、本肢は誤りです。

以上より、妥当なものはイ・ウであり、肢3が正解となります。

- 1 × 条例に基づく過料は、行政上の秩序罰に当たるものであるため、前半は妥当な記述です。しかし、この過料は、地方自治法に基づき、当該普通地方公共団体の長が科するものであるため（地方自治法149条3号）、後半が誤っています。
- 2 × 普通地方公共団体の議会が制定する条例の効力は、「属地的」なものであって、属人的なものではありません。したがって、A市の住民以外の者であっても、当該条例に基づき処罰することができます。
- 3 ○ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができます（14条3項）。したがって、過料を定める場合の上限は、地方自治法によって制限されているといえます。
- 4 × 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができます（15条2項）が、罰金（刑罰）を科する旨の規定を設けることはできません。したがって、A市長の定める規則中に、規則に違反した者に対し、罰金を科する旨を定めることはできません。
- 5 × 普通地方公共団体が条例で罰金を定める場合に、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない旨の規定は、地方自治法には存在しません。

- 1 × 住民訴訟は、住民監査請求をした当該普通地方公共団体の住民のみ提起することができる客観訴訟です（地方自治法242条の2第1項）ので、前半は妥当です。そして、住民訴訟の原告適格については、一般的に、住民訴訟は、住民であることを要件とするものであり、住民訴訟を提起した後、事実審の口頭弁論終結時まで住民であることを要し、原告が当該普通地方公共団体から転出した場合には、当該住民訴訟は、当事者（原告）適格を欠く者の訴えとして不適法になると解されています（大阪高判昭59.1.25参照）。したがって、後半が誤っています。
- 2 × 住民訴訟を提起することができる者は、住民監査請求をした住民であるとされており（242条の2第1項）、その対象となる財務会計行為が行われた時点において当該普通地方公共団体の住民であったことは要件とされていません。
- 3 × 住民訴訟を提起することができる者は、住民監査請求をした住民であるとされています（242条の2第1項）。したがって、自ら住民監査請求を行っていない住民は、その者以外の住民が行った住民監査請求の監査結果が既に出ていたとしても、住民訴訟を提起することはできません。
- 4 × 住民監査請求をすることができるのは、当該普通地方公共団体の住民です（242条1項）。したがって、当該財務会計行為と法律上の利害関係のある者であっても、当該普通地方公共団体の住民でなければ、住民監査請求をすることはできません。
- 5 ○ 住民監査請求をした場合において、監査委員の監査の結果または勧告に不服がある場合にする住民訴訟は、当該監査の結果または当該勧告の内容の通知があった日から30日以内に提起しなければなりません（242条の2第2項1号）。したがって、本肢における住民は、地方自治法に定められた出訴期間内に住民訴訟を提起することができます。

- 1 ○ 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができるとされています(地方自治法252条の17の2第1項前段)。
- 2 × 地方公共団体の事務は、自治事務と法定受託事務に分けられ、自治事務とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいいます(2条8項)。したがって、当該事務が法定受託事務でない限り、自治事務となるのであって、当該事務を都道府県の自治事務とする旨を定められているときに限り、当該事務が自治事務となるわけではありません。
- 3 × 都道府県知事がする処分のうち、法定受託事務にかかるものについての審査請求は、当該処分にかかる事務を規定する法律またはこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとされており(255条の2第1項1号)、すべて総務大臣に対してするものとはされていません。
- 4 × 都道府県は、その事務の処理に関し、「法律またはこれに基づく政令によらなければ、」国の関与を受け、または要することとされることはありません(245条の2)。したがって、法定受託事務の処理に対して、法令の規定によらずに、国の関与を受けることはありません。
- 5 × 都道府県が、その自治事務について、独自の条例によって、法律が定める処分の基準に上乗せした基準を定めることができるとする規定は、地方自治法には存在しません。

ア 内閣府

国家行政組織法 1 条は、この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で「内閣府」およびデジタル庁以外のもの（以下「国の行政組織」という。）の組織の基準を定め、もって国の行政組織の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とすると規定しています。なお、内閣府は内閣府設置法、デジタル庁はデジタル庁設置法により、組織の基準などが定められています。

イ 委員会

国家行政組織法 3 条 2 項は、行政組織のために置かれる国の行政機関は、省、「委員会」および庁とし、その設置および廃止は、別に法律の定めるところによると規定しています。

ウ 法律

国家行政組織法 3 条 2 項は、行政組織のために置かれる国の行政機関は、省、委員会および庁とし、その設置および廃止は、別に「法律」の定めるところによると規定しています。

エ 分担管理

国家行政組織法 5 条 2 項は、各省の長は、それぞれ各省大臣とし、内閣法にいう主任の大臣として、それぞれ行政事務を「分担管理」とすると規定しています。

オ 内閣総理大臣

国家行政組織法 5 条 3 項は、各省大臣は、国务大臣のうちから、「内閣総理大臣」が命ずると規定しています。

以上より、アー内閣府、イー委員会、ウー法律、エー分担管理、オー内閣総理大臣となり、肢 5 が正解となります。

- 1 × 事務監査請求をする権利については、普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務の執行に関し、監査の請求をすることができる（地方自治法12条1項、7475条1項）とされています。ここで、普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者とは、日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有するものです（18条）。したがって、事務監査請求をする権利は、日本国籍を有しない住民には認められていません。
- 2 × 住民監査請求をする権利については、普通地方公共団体の「住民」は、当該普通地方公共団体の執行機関（長・委員会・委員）および職員の違法・不当な財務会計上の行為につき、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を請求することができる（242条1項）とされています。ここで、市町村の区域内に住所を有する者が、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民です（10条1項）。したがって、住民監査請求をする権利は、日本国籍を有しない住民についても認められます。
- 3 ○ 普通地方公共団体は、「住民」が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない（244条3項）とされています。そして、肢2の解説のとおり、住民とは、市町村の区域内に住所を有する者が、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とされています（10条1項）。したがって、公の施設の利用関係については、日本国籍を有しない住民についても、不当な差別的取扱いをしてはならないことになります。
- 4 × 肢1の解説のとおり、普通地方公共団体の議会の議員および長の選挙権を有する者とは、「日本国民たる」年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有するものです（18条）。したがって、日本国籍を有しない住民については、当該普通地方公共団体の長や議会の議員の選挙権は認められません。
- 5 × 日本国籍を有しない者であっても、中長期在留者や特別永住者など一定の者は、住民基本台帳法の適用の対象となり、住民基本台帳法に基づく住民登録をすることができます（住民基本台帳法30条の45）。

相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効ですが（民法94条1項）、その無効は、善意の第三者には対抗できません（94条2項）。

- 1 × 判例（最判昭57.6.8）は、土地の仮装譲受人が土地上に建物を建築してこれを他人に賃貸した場合、建物賃借人は、仮装譲渡された土地については法律上の利害関係を有するものとは認められないから、民法94条2項所定の第三者にはあたらないとしています。したがって、Aは、虚偽表示の無効をCに対抗できるため、本肢は妥当ではありません。
- 2 ○ 判例（最判昭45.7.24）は、虚偽表示の相手方と直接取引関係に立った第三者が悪意の場合でも、その第三者からの転得者が善意であるときは、当該転得者は、94条2項の善意の第三者にあたるとしています。したがって、Cが悪意であっても、Aは、虚偽表示の無効を善意のDに対抗できません。
- 3 ○ 判例（大判昭6.10.24）は、虚偽表示により目的物を譲り受けた者からその目的物について抵当権の設定を受けた者は、94条2項の第三者にあたるとしています。したがって、Aは、虚偽表示の無効を善意のCに対抗できません。
- 4 ○ 判例（最判昭48.6.28）は、虚偽表示により譲り受けた目的物を差し押さえた仮装譲受人の一般債権者は、94条2項の第三者にあたるとしています。したがって、Aは、虚偽表示の無効を善意のCに対抗できません。
- 5 ○ 判例（大判昭13.12.17）は、虚偽表示により債権譲渡を受けた譲受人から当該債権の譲渡を受けた者は、94条2項の第三者にあたるとしています。したがって、Aは、虚偽表示の無効を善意のDに対抗できません。

- 1 ○ 取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得します（即時取得：民法192条）。そして、占有者の善意、平穩かつ公然と占有をすることは186条1項により、また、占有者から売却を受けた場合には無過失について188条により推定されます（最判昭41.6.9）。したがって、Aが所有する動産甲に対するCの即時取得の成立要件について、Cの平穩、公然、善意および無過失は推定されることになります。
- 2 × 判例（最判昭58.3.24）は、民法186条1項の所有の意思の推定は、占有者がその性質上所有の意思のないものとされる権原（例：賃借権）に基づき占有を取得した事実が証明されるか、「または」占有者が占有中、真の所有者であれば通常はとらない態度を示し、もしくは所有者であれば当然とすべき行動に出なかったなど、外形的客觀的にみて占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思を有していなかったものと解される事情が証明されるときは、所有の意思は否定され、取得時効は成立しないとしています。したがって、Bについての他主占有事情が証明されれば、Bの所有の意思は認められないため、本肢は妥当ではありません。
- 3 ○ 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得しますが（189条1項）、善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなされます（189条2項）。したがって、Cが所有権を取得したものと信じてA所有の丙土地（丙）の占有を開始した場合、Aから本権の訴えがないときは、Cは、丙を耕作することによって得た収穫物を取得することができます。
- 4 ○ 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還および損害の賠償を請求することができます（200条1項）。そして、この「占有者」には、受寄者など所有の意思のない他主占有者も含まれます。したがって、受寄者BがA所有の動産丁（丁）を占有していたところ、丁をCに盗取された場合、Bは、占有回収の訴えにより、Cに対して丁の返還を請求することができます。
- 5 ○ 代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得します（指図による占有移転：184条）。したがって、Aが、Bに対して以後Cの所有物としてA所有の動産戊（戊）を占有するよう指示し、Cが、これを承諾したときは、戊についてAからCへの引渡しが認められます。

- 1 ○ 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがない場合、「根抵当権設定者」は、根抵当権の設定の時から3年を経過したときは担保すべき元本の確定を請求することができます（民法398条の19第1項前段・3項）、「根抵当権者」は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができます（398条の19第2項前段・3項）。したがって、本件根抵当権について元本確定期日が定められていない場合、根抵当権設定者Aは、根抵当権の設定から3年を経過したときに元本確定を請求することができます、根抵当権者Bは、いつでも元本確定を請求することができます。
- 2 ○ 元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができます（398条の4第1項前段）。この場合において、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得る必要はありません（398条の4第2項）。根抵当権の担保すべき債権の範囲を変更しても、後順位の抵当権者その他の第三者の不利益とはならないからです。そして、被担保債権の変更について元本の確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなされます（398条の4第3項）。したがって、本件根抵当権について元本確定前に被担保債権の範囲を変更する場合、後順位抵当権者Cの承諾は不要ですが、その変更について元本確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなされます。
- 3 ○ 元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後2年間に生ずべき利息その他の定期金および債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができます（398条の21第1項）。したがって、本件根抵当権について元本が確定した後、当該確定した元本の額が極度額に満たない場合には、Aは、Bに対して、極度額を法の定める額に減額することを請求することができます。
- 4 × 根抵当権者は、確定した元本ならびに利息その他の定期金および債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、「極度額を限度として」、その根抵当権を行使することができます（398条の3第1項）。したがって、Bは、当該確定した元本の額が限度額に満たない場合であっても、極度額を超えて、本件根抵当権を行使して優先弁済を受けることはできません。
- 5 ○ 元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができません（398条の7第1項前段）。根抵当権は、元本が確定するまでは随伴性を有しないからです。したがって、本件根抵当権について元本が確定する前に、BがAに対して有する材料供給にかかる債権の一部をDに譲渡した場合、当該債権譲渡の対抗要件を具備していても、Dは、当該譲渡された債権について根抵当権を行使することはできません。

- 1 × 「Cが亡くなった後に引き渡す」という定めは、不確定期限です。人の死は必ず到来しますが、いつ到来するか不確定なものだからです。債務の履行に不確定期限があるときは、債務者は、「期限到来後に履行の請求を受けた時」または「期限の到来を知った時」のいずれか早い時から遅滞の責任を負います（民法412条2項）。したがって、Cの死亡後にBから履行請求があったときは、Aが実際にCの死亡を知らなくても、Aの履行遅滞の責任は生じるため、本肢は誤っています。
- 2 × 契約に基づく債務の履行が契約成立時に不能であったとしても、損害賠償請求はできます（412条の2第2項）。したがって、動産甲の引渡しが契約締結前に不能である場合、AはBに損害賠償責任を負うため、本肢は誤っています。
- 3 × 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるときは、債権者は、損害賠償請求をすることができますが（415条1項本文）、その債務不履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、損害賠償請求はできません（415条1項ただし書）。したがって、Aの債務不履行責任が認められるためには、履行補助者Dの過失により甲の引渡しができないという事情のほか、「契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由」に当たらないことも必要であるため、甲の引渡しができないという事情からAに「当然に」債務不履行責任が認められるとする本肢は誤っています。
- 4 × 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができます（536条1項）。売主Aの甲の引渡債務がA B双方の責めに帰することができない事由によって履行不能になった本肢の場合、甲の引渡請求権を有する買主Bは、Aからの代金支払請求を拒むことができるため、本肢は誤っています。
- 5 ○ 売主が契約の内容に適合する目的物をもって引渡債務の履行を提供したにもかかわらず、買主が履行を受けることを拒み、または受けることができない場合に、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって目的物が滅失または損傷したときは、買主は、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求および契約の解除をすることができないほか、売主からの代金の支払を拒むことができません（567条2項）。したがって、本肢の場合において、Bは、本件契約の解除をすることも、Aからの代金支払請求を拒絶することもできません。

- 1 × 債務者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができます（民法542条1項2号）。
- 2 × 特定物の売買契約締結後に目的物が不可抗力によって滅失した場合には、債権者の責めに帰すべき事由によらず債務の全部の履行が不能となっていますから、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができます（542条1項1号、543条）。
- 3 × 判例（最判昭27.4.25）は、賃貸借は当事者相互の信頼関係を基礎とする継続的契約であるから、賃貸借の継続中に、当事者の一方に、その義務に違反し信頼関係を裏切って、賃貸借関係の継続を著しく困難ならしめるような不信行為のあった場合には、相手方は催告をせず、賃貸借を将来に向かって解除することができるとしています。
- 4 × 契約が解除されると、各当事者は原状回復義務を負い（545条1項本文）、また、金銭以外の物を受領したことによって得た利益があればそれも返還しなければなりません（545条3項）。他人物売買において、判例（最判昭51.2.13）は、売買契約に基づいて、目的物の引渡しを受けていた買主は、売主が目的物の所有権を取得して買主に移転することができず、契約が解除された場合についても、原状回復義務の内容として、解除までの間、目的物を使ったことによる利益を売主に返還する義務があるとしています。
- 5 ○ 債務の履行の期間を経過したときにおける債務不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、契約を解除することができません（541条ただし書）。

- 1 ○ 賃借人Bは、賃貸人Aから甲建物の引渡しを受け、借地借家法31条により対抗要件を備えていますから、不動産の賃貸人たる地位は、Bの承諾を必要とせず、譲受人Cに移転します（民法605条の2第1項）。
- 2 ○ 賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産についての所有権の移転登記をしなければ、賃貸人に対抗することができません（605条の2第3項）。したがって、甲建物の譲渡によるCへの賃貸人たる地位の移転は甲建物についてAからCへの所有権移転登記をしなければBに対抗することができません。
- 3 ○ 不動産の譲渡人および譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨およびその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しません（605条の2第2項前段）。したがって、AとCが甲建物の賃貸人たる地位をAに留保する旨の合意および甲建物をCがAに賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位はCに移転しません。
- 4 × 賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、賃借権を譲り渡し、または賃借物を転貸することはできません（612条1項）。したがって、賃貸人たる地位がCに移転した場合、BはCの承諾を得なければ、甲建物の賃借権を譲り渡すことができません。また、甲建物を転貸するときも、Cの承諾が必要です。
- 5 ○ 賃貸人たる地位が譲受人または承継者に移転したときは、必要費・有益費償還に係る債務および敷金の返還に係る債務は、譲受人またはその承継人が承継します（605条の2第4項）。したがって、賃貸人たる地位がCに移転した場合、敷金の返還に係る債務はCに承継され、CがBに対しその債務を負います。

- 1 ○ 利息を生ずべき債権（元本債権）について別段の意思表示がないときは、その利率は、「その利息が生じた最初の時点」における法定利率によるとされています（民法404条1項）。利息付金銭消費貸借契約では、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる（589条2項）ため、その利息が生じた最初の時点とは、借主が金銭を受け取った日になります（最判昭33.6.6）。したがって、利息付金銭消費貸借契約において、利息について利率の定めがなかったときは、利息の利率は借主が金銭を受け取った日の法定利率によります。
- 2 × 肢1の解説のとおり、利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率によるとされています（404条1項）。そして、利息付金銭消費貸借契約では、元本債権の法定利率適用の基準時は「その利息が生じた最初の時点」とされており、当初適用された法定利率が変動しても、適用される法定利率は変わりません。その結果、元本債権について生じる利息の利率も、その元本債権にかかる利息が生じた最初の時点の法定利率に定まることとなります。
- 3 ○ 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定められます（419条1項本文）。したがって、利息付金銭消費貸借契約において、利息について利率の定めがあったが「遅延損害の額の定めがなかった場合」には、遅延損害の額は、法定利率によって定められます。なお、約定利率が法定利率を超えるとときは、約定利率によるものとされています（419条1項ただし書）。
- 4 ○ 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定められます（419条1項本文）。不法行為に基づく損害賠償請求権については、損害発生と同時に遅滞に陥るとされています（最判昭37.9.4）から、その利息が生じた最初の時点は、不法行為の時となります。したがって、不法行為に基づく損害賠償において、遅延損害金は、原則として不法行為の時の法定利率によって定められます。
- 5 ○ 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをするものとされています（417条の2第1項）。

- 1 × 行為者が不法行為に基づく損害賠償責任を負うには、法律要件として、責任能力があることが求められます。未成年者については、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償責任を負わないとされています（民法712条）。したがって、未成年者が他人に損害を与えた場合、道徳上の是非善悪を判断するだけの能力があるときであっても、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、損害賠償を負いません。
- 2 × 肢1の解説のとおり、行為者が不法行為に基づく損害賠償責任を負うには、その法律要件として、責任能力があることが求められており、精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者についても、賠償責任を負わないとされています（713条本文）。しかし、自らの故意または過失によって一時的にその状態を招いたときは、損害賠償の責任を負います（713条ただし書）。
- 3 × 正当防衛が成立するのは、「他人の不法行為」に対し、自己または第三者の権利または法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした場合です（720条1項本文）。しかし、本肢においては、他人の不法行為に対してではなく、野生の熊が襲ってきたので自己の身を守るために他人の宅地に飛び込み板塀を壊していますから、正当防衛は成立しません。
- 4 × 緊急避難が成立するのは、「他人の物」から生じた急迫の危難を避けるため、「その物」を損傷した場合です（720条2項）。本肢においては、他人の物から生じた急迫の危難ではなく、路上でナイフを振り回して襲ってきた暴漢から自己の身を守るために他人の家の窓を割って逃げ込んでいますから、緊急避難は成立しません。なお、この場合、正当防衛が成立します（肢3の解説参照）。
- 5 ○ 他人の不法行為に対し、自己または第三者の権利または法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負いません（720条1項本文）が、被害者は、不法行為をした者に対する損害賠償の請求ができます（720条1項ただし書）。したがって、路上でナイフを持った暴漢に襲われた者が自己の身を守るために他人の家の窓を割って逃げ込んだ場合、窓を壊された被害者は窓を割った者に対して損害賠償を請求できませんが、当該暴漢に対しては損害賠償を請求できます。

- 1 ○ 系譜、祭具および墳墓の所有権は、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときを除き、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継します（民法897条1項）。
- 2 × 相続人は、相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します（896条）ので、前半は妥当です。しかし、他人の不法行為による慰謝料請求権は、これを放棄したものと解し得る特別の事情がない限り、これを行使することができ、当該被害者が死亡したときは、生前に請求の意思を表明しなくても、当然に慰謝料請求権は相続されるため（最大判昭42. 11. 1）、後半が誤りです。
- 3 × 判例（最大決平28. 12. 19）は、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権および定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるとしています。なお、この最高裁判所の決定を受け、2018年の民法改正では、預貯金債権が遺産分割の対象となるとする明文規定は設けられませんが、遺産分割前の預貯金払戻し制度（909条の2）が設けられました。
- 4 × 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる（906条の2第1項）ため、本肢は誤りです。なお、当該財産を処分した当該共同相続人については、この同意を得ることは要しません（906条の2第2項）。
- 5 × 共同相続人は、「被相続人が遺言で禁じた場合を除き、」いつでも、その協議で、遺産の全部または一部の分割をすることができます（907条1項）。

- 1 × 商人の商号は、営業とともにする場合または営業を廃止する場合に限り、譲渡することができます（商法15条1項）。したがって、商号の譲渡は、登記をしなくとも当事者である甲乙間ではその効力は生じます。なお、商号の譲渡は、登記をしなければ、第三者に対抗できません（15条2項）ので、甲乙以外の第三者に対抗するためには登記が必要です。
- 2 × 営業を譲り受けた商人（譲受人）が営業を譲渡した商人（譲渡人）の商号を引き続き使用する場合には、その譲受人も、譲渡人の営業によって生じた債務を弁済する責任を負います（17条1項）ので、前半は正しい記述です。ただし、この規定は、営業を譲渡した後、遅滞なく、譲受人が譲渡人の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合（17条2項前段）や、営業を譲渡した後、遅滞なく、「譲受人および譲渡人」から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様に適用しません（17条2項後段）。したがって、譲受人である乙のみが第三者である丙に対して通知しただけでは、乙は、丙に対する弁済責任を免れませんので、後半が誤っています。
- 3 × 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用する場合において、譲渡人の営業によって生じた債権について、その譲受人にした弁済は、弁済者が「善意でかつ重大な過失がないとき」は、その効力を有します（17条4項）。したがって、債務者である丙が譲受人乙に対して行った弁済は、「丙の過失の有無を問わず」としている点で、本肢は誤りです。
- 4 × 譲受人が譲渡人の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡人の営業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡人の債権者は、その譲受人に対して弁済の請求をすることができます（18条1項）。したがって、本肢の場合、譲渡人甲の弁済責任が消滅するわけではなく、甲の債権者である丙は、譲受人乙に対して弁済の請求をすることができるため、本肢は誤りです。
- 5 ○ 譲渡人が譲受人に承継されない債務の債権者（残存債権者）を害することを知って営業を譲渡した場合には、残存債権者は、原則として、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができます（18条の2第1項）。したがって、残存債権者である丙は、譲受人乙に対して、甲から承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができます。

- ア ○ 発起設立において、発起人は、株式会社が発行することができる株式の総数（発行可能株式総数）を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければなりません（会社法37条1項）。
- イ × 発起設立において、発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その「全員」の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができます（37条2項）。よって、過半数の同意としている本肢は誤りとなります。
- ウ × 募集設立において、発行可能株式総数を定款で定めていないときは、株式会社の成立の時までに、「創立総会の決議」によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければなりません（98条）。よって、全員の同意としている本肢は誤りとなります。
- エ ○ 募集設立においては、発行可能株式総数を定款で定めている場合であっても、株式会社の成立の時までに、創立総会の決議によって、発行可能株式総数についての定款を変更することができます（96条参照）。
- オ ○ 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができません。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りではありません（37条3項）。

以上より、誤っているものは、イ・ウであり、肢3が正解となります。

- 1 ○ 株式会社の特別支配株主は、当該株式会社の株主（当該株式会社および当該特別支配株主を除く。）の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができます（会社法179条1項本文）。
- 2 × 特別支配株主は、株式売渡請求をしようとするときは、対象会社に対し、その旨および179条の2第1項各号に掲げる事項（株式売渡請求をする特別支配株主が定めるべき事項）を通知し、その承認を受けなければなりません（179条の3第1項）。そして、対象会社が取締役会設置会社の場合、第1項の承認（株式売渡請求の承認）をするか否かの決定をするには、「取締役会の決議」によらなければなりません（179条の3第3項）。また、対象会社が取締役会設置会社ではない場合、取締役（取締役が2人以上ある場合は、定款に別段の定めがある場合を除き、過半数の決定）による承認を得る必要があります（348条参照）。よって、株主総会の承認としている本肢は誤りとなります。
- 3 ○ 株式売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式の全部を取得します（179条の9第1項）。
- 4 ○ 株式売渡請求が法令に違反する場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式売渡請求に係る売渡株式の全部の取得をやめることを請求することができます（179条の7第1項1号）。
- 5 ○ 株式売渡請求に係る売渡株式の全部の取得の無効は、対象会社が公開会社の場合、取得日から6か月以内に訴えをもってのみ主張することができます（846条の2第1項）。当該訴えは、取得日において売渡株主であった者、対象会社の取締役であった者または対象会社の取締役もしくは清算人に限り、提起することができます（846条の2第2項）。

- 1 ○ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、取締役に対し、株主総会の目的である事項および招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができます（会社法297条1項）。
- 2 ○ 取締役会設置会社においては、総株主の議決権の100分の1以上の議決権または300個以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができます。この場合において、その請求は、株主総会の日の8週間前までにしなければなりません（303条1項、2項）。
- 3 ○ 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項につき議案を提出することができます。ただし、当該議案が法令もしくは定款に違反する場合または実質的に同一の議案につき株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではありません（304条）。
- 4 × 株式会社または総株主の議決権の100分の1以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主は、株主総会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、「裁判所」に対し、検査役の選任の申立てをすることができます（306条1項、2項）。よって、取締役に対し申立てをすることができるとする本肢は誤りとなります。
- 5 ○ 取締役、会計参与、監査役および執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りではありません（314条）。

- ア × 株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人、監査等委員会または指名委員会等を置くことができます（会社法326条2項）。よって、公開会社である大会社にも会計参与を置くことができます。
- イ × 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければなりません（328条2項）。よって、会計参与を置いたとしても、会計監査人を置かなければならないので、本肢は誤りとなります。
- ウ ○ 役員（取締役、会計参与および監査役）および会計監査人は、株主総会の決議によって選任します（329条1項）。
- エ ○ 会計参与は、公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人でなければなりません（333条1項）。
- オ × 取締役会設置会社の会計参与は、「計算書類等、臨時計算書類または連結計算書類の承認」をする取締役会に出席しなければなりません。この場合において会計参与は、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません（376条1項）。よって、会計参与が出席しなければならない取締役会は計算関係書類等の承認をする取締役会であって、すべての取締役会としている本肢は誤りとなります。
- 以上より、正しいものはウ・エであり、肢4が正解となります。

問題41

正解

ア

10

イ

7

ウ

20

エ

5

(テ)
1
マ

憲法：統治（地方議会議員出席停止事件）

正答率↓

ア-83% イ-39% ウ-36% エ-24%

本問は、地方議会における議員に対する出席停止の懲罰に対する司法審査の可否に関する最高裁判所大法廷判決（最大判令2. 11. 25）における、宇賀克也裁判官の補足意見に関する理解を問うものです。

ア：10－法律上の争訟は、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、②それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られるとする当審の判例（引用略）に照らし、地方議会議員に対する出席停止の懲罰の取消しを求める訴えが、①②の要件を満たす以上、**ア：10－法律上**の争訟に当たることは明らかであると思われる。

ア：10－法律上の争訟については、憲法32条により国民に裁判を受ける権利が保障されており、また、**ア：10－法律上**の争訟について裁判を行うことは、憲法76条1項により司法権に課せられた義務であるから、本来、司法権を行使しないことは許されないはずであり、司法権に対する**イ：7－外在的**制約があるとして司法審査の対象外とするのは、かかる例外を正当化する**ウ：20－憲法上**の根拠がある場合に厳格に限定される必要がある。

国会については、国権の最高機関（憲法41条）としての**エ：5－自律性**を憲法が尊重していることは明確であり、憲法自身が議員の資格争訟の裁判権を議院に付与し（憲法55条）、議員が議院で行った演説、討論又は表決についての院外での免責規定を設けている（憲法51条）。しかし、地方議会については、憲法55条や51条のような規定は設けられておらず、憲法は、**エ：5－自律性**の点において、国会と地方議会を同視していないことは明らかである。

1段落目の①②の要件を満たす争訟は法律上の争訟であり（最判昭56. 4. 7）、**ア**には、「10－法律上」が入ります。

法律上の争訟について裁判を行うことは、憲法上、司法権に課せられた義務である一方、司法審査の対象外となるものがあるとするれば、それは憲法の外に存在する制約（外在的な制約）によるものといえます。したがって、**イ**には、「7－外在的」が入ります。また、憲法上課せられた義務の例外を正当化できるのは、憲法上の根拠がある場合に厳格に限定される必要があるといえます。したがって、**ウ**には、「20－憲法上」が入ります。

国会については、憲法55条や51条のような規定から、国権の最高機関としての自律性を憲法が尊重していることがわかります。したがって、**エ**には、「5－自律性」が入ります。

問題42

正解

ア

19

イ

11

ウ

6

エ

3

行政法：総合（情報公開法と行政手続法に基づく開示手続）

正答率↓

ア-59% イ-80% ウ-96% エ-47%

行政機関情報公開法に関する情報公開手続についての理解を問う問題です。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）に基づき、行政機関の長に対して、当該行政機関が保有する **ア：19－行政文書** の開示が請求された場合、当該行政機関の長は、当該 **ア：19－行政文書** の開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならない。

開示決定等は、行政手続法上の **イ：11－申請に対する処分** であるから、同法の定めによれば、当該行政機関の長は、不開示決定（部分開示決定を含む。）をする場合、原則として、開示請求者に対し、同時に、当該決定の **ウ：6－理由** を示さなければならない。

開示決定等に不服がある者は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる。審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、原則として、**エ：3－情報公開・個人情報保護審査会** に諮問しなければならない（当該行政機関の長が会計検査院長である場合を除く）。**エ：3－**

情報公開・個人情報保護審査会 は、必要があると認めるときは、諮問をした行政機関の長（諮問庁）に対し、**ア：19－行政文書** の提示を求めることができ、諮問庁は、これを拒むことができない。この審査請求においては、処分庁は、当初に示された **ウ：6－理由** と異なる **ウ：6－理由** を主張することもできる。

行政機関情報公開法3条は、開示の対象について「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定しています。したがって、**ア** には、「19－行政文書」が入ります。

開示決定等は、行政機関情報公開法に基づいて、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求し、これに対して、不開示情報が記録されている場合を除き、原則として、当該行政文書を開示しなければならないとされるもので、「法令に基づき、行政庁の許認可等を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」といえます（行政手続法2条3号）。したがって、**イ** には、「11－申請に対する処分」が入ります。

行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされています（8条1項本文）。したがって、**ウ** には、「6－理由」が入ります。

開示決定等または開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとされています（行政機関情報公開法19条1項）。

したがって、**エ** には、「3－情報公開・個人情報保護審査会」が入ります。

問題43

正解

ア

4

イ

15

ウ

20

エ

11

テ
ー
マ

行政法：国家賠償法（国家補償の谷間・予防接種禍）

正答率↓

ア-80% イ-70% ウ-72% エ-84%

いわゆる「国家補償の谷間」の問題に関する理解を問うものです。

国家補償制度は、国家賠償と損失補償によって構成されるが、両者のいずれによっても救済されない問題が存在する。公務員の **ア：4－無過失** の違法行為による被害は、国家賠償法の救済の対象とはならず、他方、憲法29条3項によって求められる損失補償は、**イ：15－財産権** 以外の権利利益についての被害には及ばないと考えられるからである。この救済の空白地帯は「国家補償の谷間」と呼ばれている。

「国家補償の谷間」の典型事例は予防接種による副反応被害である。この事例を損失補償により救済するアプローチは、**イ：15－財産権** よりも重要な利益である生命・身体利益は、当然に憲法29条3項に規定する損失補償の対象となるとする **ウ：20－勿論解釈** 解釈によって、救済を図ろうとする。

これに対して、国家賠償による救済のアプローチをとる場合、予防接種の性質上、予診を尽くしたとしても、接種を受けることが適切でない者（禁忌者）を完全に見分けることが困難であり、医師による予診を初めとする公務員の行為は **ア：4－無過失** とされる可能性が残る。この点について、最高裁判所昭和51年9月30日判決は、予防接種により重篤な副反応が発生した場合に、担当医師がこうした結果を予見しえたのに、過誤により予見しなかったものと **エ：11－推定** することで、実質的に、自らが **ア：4－無過失** であることの立証責任を国側に負わせることで救済を図った。

国家賠償法の救済の対象となる公務員の違法行為は、「故意または過失」に基づくものであることが必要です（1条1項）。したがって、その対象とならない行為は、故意や過失に基づかないものということになります。したがって、**ア** には「4－無過失」が入ります。

憲法29条3項にいう損失補償は、財産権に対する損失への補償ですから、**イ** には「15－財産権」が入ります。

条文上、損失補償は財産権を対象としています。財産権について補償されるなら、それよりも重要な利益である生命・身体利益は「当然に」対象とする解釈は、直接規定はしていないけれども、当然に適用されるといえる解釈です。したがって、**ウ** には、「20－勿論解釈」が入ります。

最高裁判所昭和51年9月30日の判決では、「担当医師は接種に際し右結果を予見しえたものであるのに過誤により予見しなかったものと推定するのが相当である。」と判示しています。したがって、**エ** には、「11－推定」が入ります。

〔解答例〕（45字）

B市を被告として、重大な損害を生ずるおそれがあると主張し、是正命令の義務付け訴訟を起こす。

〔解説〕

本問は、Xらが、建築基準法に基づき違反建築物の是正命令を発出するよう特定行政庁であるB市長に申し入れをしたところ、B市長が拒否する対応をしたため、それを受け、Xらが、行政事件訴訟法の定める抗告訴訟を提起するという事案です。この場合において、①誰を被告とするか、②是正命令がなされないことにより、どのような影響を生ずるおそれがあると主張すべきか、③どのような訴訟を起こすことが適切か、の3点が問われています。

1. どのような訴訟を起こすことが適切か（③）について

行政庁が一定の処分をすべきであるにもかかわらずこれがされない場合において、行政庁がその処分または裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟を義務付け訴訟といいます（行政事件訴訟法3条6項1号：非申請型義務付け訴訟）。本問は、B市長が是正命令をすべきであるにもかかわらずこれがされないという場合であり、Xらとしては、裁判所にB市長が是正命令をすべき旨を命ずることを求める訴訟を起こすことが適切であるといえます。したがって、是正命令の義務付け訴訟を起こす旨を解答します。

2. 誰を被告とするか（①）について

処分をすべき行政庁が国または公共団体に所属する場合には、義務付けの訴えは、当該処分をすべき行政庁の所属する国または公共団体を被告として提起します（11条1項、38条1項）。したがって、B市長の所属するB市を被告とする旨を解答します。

3. 是正命令がなされないことにより、どのような影響を生ずるおそれがあると主張すべきか（②）について

非申請型義務付け訴訟は、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができるものとされています（37条の2第1項）。したがって、重大な損害を生ずるおそれがあると主張する旨を解答します。

以上を40字程度にまとめて解答することとなります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. B市を被告として・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4点
2. 重大な損害を生ずるおそれがあると主張し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点
3. 是正命令の義務付け訴訟を起こす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点

〔解答例〕（44字）

本人として追認を拒絶しても信義に反するところはないから、履行請求を拒むことが認められる。

〔解説〕

本問は、代理権のないBが、Aの代理人としてA所有の甲不動産をCに売却した無権代理の事案です。無権代理行為後、本人Aが無権代理人Bを単独相続した場合に、相手方Cから、売主としての履行を請求されたAはそれを拒むことができるかどうか、そして、その理由を問うものです。

まず、代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じません（113条1項）。したがって、Aが追認しなければ、AC間の売買契約は効力を生じません。

では、無権代理人を本人が相続した場合に、AがBの無権代理行為を追認しなければならないかについてですが、判例（最判昭37.4.20）は、本人が無権代理人を相続した場合においては、「相続人たる本人が被相続人の無権代理行為の追認を拒絶しても、なんら信義に反するところはない」と判示しており、AがBを相続したからといって、Aは無権代理行為を追認しなければならないわけではないことになります。

したがって、Aが追認を拒絶しても信義に反することにはならないことを理由に、Aは無権代理行為を追認せずに、売主としての履行の請求を拒むことができます。

なお、判例（最判昭48.7.3）は、本人は無権代理人を相続することにより無権代理人の民法117条の責任（履行責任もしくは損害賠償責任）を承継することになるとしていますが、Aが相続するのは無権代理人の責任であって、売主としての地位を承継するわけではありません。したがって、AがBの無権代理行為を追認していない以上、Aには売主としての履行の責任は生じないので、やはり売主としての履行の請求を拒むことができます。

以上を40字程度にまとめて解答することとなります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. 本人として追認を拒絶しても信義に反するところはないから・・・・・・・・・・10点
2. 履行請求を拒むことが認められる・・・・・・・・・・10点

〔解答例〕（44字）

債権者代位権に基づき、Bの甲土地の所有権に基づく塀の撤去と甲土地の明渡しを請求できる。

〔解説〕

本問は、賃借人Aが借り受けたB所有の甲土地に、Cが無断で塀を設置したため、Aの建設工事の開始ができなくなっているにも関わらず、賃貸人Bがなんら対応を取らない場合に、AがCに対して、どのような請求をすることができるかを問うものです。

1. 請求の手段について

Aが建設工事を開始するには、甲土地への立入りが必要ですが、Cの塀があるためそれができなくなっています。したがって、塀の撤去を請求し（妨害排除請求）、土地の明渡しを求めることになります。

1. 賃借権に基づく請求はできるか。

Aは賃借人であることから、賃借権に基づく請求ができるかですが、AC間に賃貸借契約はなく、また、賃借権の登記も得ておらず対抗力もないため（民法605条）、AはCに対して、賃借人として妨害排除請求をすることはできません。

2. BのCに対する妨害排除請求の代位行使について

ここで、Cの塀の撤去について、甲土地の所有者Bであれば、所有権に基づいて妨害排除請求をすることができます。そして、その妨害排除請求権をAが債権者代位権（423条）に基づいて行使することができるかどうかについて、判例（大判昭4.12.16）は、AのBに対する賃借権を被保全債権として、AはBのCに対する所有権に基づく妨害排除請求権を代位行使することができるとしています。したがって、AはBの所有権に基づく妨害排除請求権を代位行使することができます。なお、この場合には、無資力要件は不要となります。

以上を、40字程度にまとめて解答することとなります。

〔採点基準〕

配点の上限は、以下の通りである。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. 債権者代位権に基づき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点
2. Bの甲土地の所有権に基づく・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点
3. 妨害排除請求（塀の撤去と甲土地の明渡し）を請求できる・・・・・・・・・・ 6点

問題47

正解

5



一般知識：政治（ロシア・旧ソ連の外交・軍事）

正答率73%

- 1 × 1853年にロシアがオスマン朝トルコと起こした戦争は「クリミア戦争」です。なお、これにより、これまでウィーン体制に基づくヨーロッパの平和は崩壊しました。
- 2 × 第一次世界大戦の末期の1917年に、ロシアで生じた革命は「ロシア革命」です。革命政権は「平和に関する布告」を出し、社会主義インターナショナルの原則による和平を求めました。なお、名誉革命は、1688年にイギリスで起きた市民革命のことです。
- 3 × 独ソ不可侵条約は1939年8月にドイツとソ連の間で締結された不可侵条約です。1939年9月には、ソ連はポーランドに侵攻しています。しかし、日ソ中立条約は1941年4月に日本とソ連の間で締結された中立条約であり、日ソ中立条約を締結してからソ連がポーランドに侵攻したとはいえません。
- 4 × 1962年にキューバにソ連のミサイル基地が建設されていることが分かり、アメリカが海上封鎖を実施し、米ソ間の緊張が高まり戦争寸前まで達したことをキューバ危機といいます。キューバ戦争が起こったわけではありません。
- 5 ○ 1980年代前半は新冷戦が進行し、ソ連の最高指導者ゴルバチョフは新思考外交を展開しました。1989年には米ソ両首脳のマルタ会談が行われ、東西冷戦の終結が宣言されました。

- ア × 欧州経済共同体（E E C）は、1958年に、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダとの間での経済統合を実現することを目的として設立された国際機関です。イギリスは後に加盟していますが、1960年にイギリスが中心となって設立されたものではありません。
- イ × 欧州連合（E U）は、ヨーロッパの経済的・政治的連合であり、国際連合の下部組織ではありません。
- ウ ○ ヨーロッパにおける人権保障、民主主義、法の支配の実現を目的とした国際機関は、欧州評議会（Council of Europe）といいます。
- エ × 西欧同盟（W E U）は、は、冷戦期における西ヨーロッパ諸国の間における防衛に関する合意されたブリュッセル条約の実行を目的に、1948年に設立された国際組織のことです。ヨーロッパがヨーロッパ外部からの攻撃に対して防衛するためアメリカとヨーロッパ各国が結んだ西欧条約に基づいて設立された集団防衛システムではありません。
- オ ○ 欧州自由貿易連合（E F T A）加盟国が欧州連合（E U）に加盟せずにヨーロッパの市場に参入することができるよう作られた仕組みは、欧州経済領域（E E A）といいます。

以上より、妥当なものはウ・オであり、肢5が正解となります。

- ア** ○ コスタリカは軍隊を持たないことを憲法に明記しています。また、フィリピンは非核政策を憲法に明記しています。
- イ** ○ 対人地雷禁止条約では、対人地雷の使用や開発が全面的に禁止されています。
- ウ** × 核拡散防止条約（NPT）は、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5か国以外の国の核兵器保有を禁止する条約であり、すべての国の核兵器保有が禁止されているわけではありません。また、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の5か国は批准しています。
- エ** × 佐藤栄作は、沖縄返還の実現や非核三原則が評価されてノーベル平和賞を受賞していますが、それは「1974年」であり、2004年ではありません。
- オ** ○ 中距離核戦力（INF）全廃条約は、アメリカとソ連との間に結ばれた条約ですが、2019年に失効しています。

以上より、妥当でないものはウ・エであり、肢4が正解となります。

- ア × 郵便局の数は全国で2万か所以上ありますが、全国のコンビニエンスストアの店舗数はおよそ6万店舗あり、コンビニエンスストアより多いとはいえません。
- イ ○ 郵便局は郵便葉書などの信書の送達を全国一般で行っています。また、一般信書便事業について許可を受けた民間事業者はいません。
- ウ × 郵便局では、農産物や地元特産品などの販売も行われています。
- エ ○ 郵便局では、簡易保険のほか、民間他社の保険も取り扱っています。
- オ ○ 2022年1月から、郵便局内にあるゆうちょ銀行での現金自動預払機（ＡＴＭ）の硬貨による預入れ・引出しの際に手数料（硬貨預払料金）を徴収するようになりました。
- 以上より、妥当でないものはア・ウであり、肢1が正解となります。

問題51

正解

3

(1)

一般知識：経済（国内総生産・GDP）

正答率64%

GDPの水準の高い上位6か国は、下記の通りです（単位：百万US\$）。

1位アメリカ（25,346,805）、2位中国（19,911,593）、3位日本（4,912,147）、4位ドイツ（4,256,540）、5位インド（3,534,743）、6位イギリス（3,376,003）。

したがって、肢3が正解となります。

- ア ○ 森林率は、国土面積に占める森林面積の割合のことです。日本の森林率は68.4%です。一方、中国の森林率は23.4%です。したがって、日本の森林率は中国の森林率より高いといえます。
- イ × 森林は、個人や企業が所有する民有林、地方自治体が所有する公有林、国が所有する国有林に区分されます。このうち国有林が森林面積全体に占める割合は約3割です。
- ウ × 日本の木材価格は2021年には前年比で大きく上昇していますが、2000年代、2010年代はおおむね横ばいであり、「21世紀に入ってから上昇が続き」とはいえませんが、
- エ ○ 森林環境税は2024年度から新たに導入されることが決まった国税です。その背景には、荒廃する森林の保全のための財源確保のためという目的があります。
- オ × 2021年の日本の木材自給率は41.1%でした。前年比では0.7ポイントの低下となりましたが、木材の多くを輸入に依存しているとはいえませんが、また、2000年代、2010年代はおおむね上昇傾向にあり、年々低下する傾向にあるともいえませんが、

以上より、妥当なものはア・エであり、肢2が正解となります。

問題53

正解

2



一般知識：社会（アメリカ合衆国における平等と差別）

正答率89%

- 1 ○ キング牧師は、黒人差別に抗議する公民権運動において中心的な役割を担った人物です。1963年に人種差別撤廃を求めて20万人以上の支持者による「ワシントン大行進」を指導しました。
- 2 × 2017年にアメリカ合衆国大統領に就任したのは「ドナルド・トランプ」です。アメリカではまだ女性が大統領に就任したことはありません。
- 3 ○ 2020年にミネアポリスで黒人男性が警察官によって殺害された後、人種差別に対する抗議運動が各地に広がりました。
- 4 ○ 2022年には、人種差別に基づくリンチを連邦法の憎悪犯罪とする反リンチ法が成立しています。
- 5 ○ 2022年、ケタンジ・ブラウン・ジャクソンは黒人女性として初めて連邦最高裁判所判事に就任しました。

ア ラムサール条約

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を保護する条約で、1971年に採択されたのはラムサール条約です。

イ 国連環境計画

1972年に開催された国連人間環境会議を受け、国際的に環境問題に取り組むために決定されたのは国連環境計画です。

ウ 気候変動枠組条約

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された地球温暖化対策に関する条約は気候変動枠組条約です。

エ 京都議定書

地球温暖化対策に関し、1997年の第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択されたのは京都議定書です。

オ パリ協定

地球温暖化対策に関し、2015年の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたのはパリ協定です。

以上より、肢4が正解となります。

問題55

正解

1



一般知識：情報通信（人工知能・A I）

正答率87%

- I ア 人工知能（A I）技術の応用で、文字起こしサービスを例とするのは「ア：音声認識」技術を用いたものです。
- II ウ 人工知能（A I）技術の応用で、生体認証を例とするのは「ウ：画像認識」技術を用いたものです。
- III オ A I の発展の背景には、コンピュータが予測を行うために利用する「オ：ビッグデータ」が収集できるようになってきたことが挙げられます。
- IV キ 従来の学習機能とは異なって、コンピュータ自身が膨大なデータを読み解いて、その中からルールや相関関係などの特徴を発見する技術は「キ：ディープラーニング」です。
- V ケ ディープラーニングの特徴として、人間と同じ「ケ：帰納的推論」をコンピュータが行うことが挙げられます。

以上より、肢1が正解となります。

- ア ○ 自らに関する情報が利用される際に、ユーザ本人の許可を事前に得ておくシステム上の手続のことを「オプトイン」といいます。
- イ ○ インターネット上で情報発信したりサービスを提供したりするための基盤を提供する事業者を「プラットフォーム事業者」といいます。
- ウ × 情報技術を用いて業務の電子化を進めることはDX（「デジタルトランスフォーメーション」）といえますが、政治体制を専制主義化することを指すわけではありません。
- エ × 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用して時間や場所に制約されず柔軟に働く形態のことをいい、テレビ電話を使って離れた話者を繋ぐ情報システムのことではありません。
- オ × 「ベース・レジストリ」とは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データのことをいい、ユーザが自身の好みのウェブページをブラウザに登録することではありません。

以上より、妥当なものはア・イであり、肢1が正解となります。

問題57	正解	5	① 一般知識：個人情報保護（個人情報保護制度）	正答率55%
------	----	---	-------------------------	--------

- 1 × 地方公共団体においては、1960年代に電子計算機の利用が開始され、それに伴い、1970年代に入ると個人情報保護のための法的措置が検討されるようになり、1973年に徳島市で「電子計算組織運営審議会条例」が制定され、1975年には東京都国立市で「電子計算組織の運営に関する条例」が制定されています。他方、国の制度としては、行政機関を対象とするものとして1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定されており、その後民間部門も含めた総合的な個人情報保護法制の整備が進められ、2003年に個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）が制定されました。したがって、個人情報保護に関して、国の制度がすべての地方公共団体に先行して整備されたとはいえません。
- 2 × 地方公共団体は、個人情報保護法の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、およびこれを実施する責務を有するものとされ（個人情報保護法5条）、個人情報保護条例の制定等の措置は自主的に講ずべきものとされています。したがって、地方公共団体が個人情報保護条例を制定していなくても個人情報保護法違反とはいえず、個人情報保護委員会（以下、「委員会」といいます。）が是正命令を発出しなければならないとする点は誤りです。
- 3 × 個人番号カードは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号利用法」といいます。）」に基づいて、「各市町村」が交付しています（番号利用法第3章）。
- 4 × 委員会は、行政機関等（国の行政機関および独立行政法人等。個人情報保護法2条11項）に対する監督権限を有します（第6章第2節第3款）。他方、委員会が、内閣総理大臣に対して、地方公共団体への指揮監督権限の行使を求める意見を具申することができるとする制度はありません。
- 5 ○ 委員会は、認定個人情報保護団体に関する事務をつかさどるものとされています（129条3号）。

問題58	正解	4	① 一般知識：文章理解（並べ替え）	正答率93%
------	----	---	-------------------	--------

問題59	正解	1	① 一般知識：文章理解（脱文挿入）	正答率86%
------	----	---	-------------------	--------

問題60	正解	5	① 一般知識：文章理解（空欄補充）	正答率99%
------	----	---	-------------------	--------

問題58～60は著作権の関係で解答番号のみ掲載しております。